

参議院議院運営委員会會議録第七十一号

昭和二十七年七月二十二日(火曜日)午後一時三十三分開会

委員の異動
本日委員鈴木清一君辭任につき、その補欠として水橋藤作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 寺尾 豊君
理事 木村 守江君
赤木 正雄君

委員

草葉 隆圓君
長谷山行毅君
安井 謙君
高橋 道男君
菊川 孝夫君
相馬 助治君
石川 清一君
矢嶋 三義君
水橋 藤作君
兼岩 傳一君

委員外議員

人事委員長 カニエ邦彦君
千葉 信君
森崎 隆君
三浦 辰雄君
紅露 みつ君
副議長 三木 治朗君

事務局側

事務局長 近藤 英明君
参事(事務次長) 芥川 治君
参事(記録部長) 小野寺五一君
参事(議事部長) 河野 義克君

参事(委員部長) 宮坂 完孝君
法制局長 奥野 健一君
参事(第二部長) 岸田 實君
参考人 参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合

参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合

参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合
参議院職員組合

本日の會議に付した事件
○委員の辭任及び補欠選任の件
○防空演習に関する緊急質問の件
○国会議員法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(寺尾豊君) 會議を開きます。
常任委員の辭任及び補欠に関する件をお諮りいたします。

○参事(芥川治君) 労働者農民党から、議院運営委員鈴木清一君が辭任せられ、その補欠として水橋藤作君を指名せられたとの申出であります。なお録風会から法務委員の中山福藏君、外務委員の川上嘉市君が、それぞれ辭任せられ、その補欠として法務委員に川上嘉市君、外務委員に中山福藏君を指名せられたとの申出

であります。なお自由党から内閣委員の長谷山行毅君、法務委員の横尾龍一君、経済安定委員の愛知揆一君、予算委員の宮本邦彦君、決算委員の工藤鐵男君、懲罰委員の高橋進太郎君、文部委員の田方進君、経済安定委員の草葉隆圓君が、それぞれ辭任せられ、その補欠として内閣委員に愛知揆一君、法務委員に長谷山行毅君、経済安定委員に横尾龍一君、予算委員に工藤鐵男君、決算委員に高橋進太郎君、懲罰委員に宮本邦彦君、文部委員に草葉隆圓君、経済安定委員に田方進君が、補欠として指名せられたとの申出であります。

○委員長(寺尾豊君) 以上、決定をいたします。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(寺尾豊君) さよう決します。

○委員長(寺尾豊君) 次に緊急質問に関する件をお諮りいたします。
○参事(芥川治君) 社会党第四控室の高田なほ子君から、防空演習に関する緊急質問、所要時間は十五分、要求大臣は総理、外務大臣及び国家地方警察本部長官。
明日の二十三日を希望されております。

○委員長(寺尾豊君) 事務次長、説明通り、許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺尾豊君) 次に国会議員法等の一部を改正する法律案につきまして、本院職員組合並びに常任委員会専門員の代表から、意見を聴取するわけでありますが、議事整理の都合上、先ず職員組合のほうから意見を聞いた上、御質疑があればこれをお願ひし、次いで専門員及び調査員のかたから同様意見を聞いた上、御質疑をお願いいたします。

○委員長(寺尾豊君) さよう決定いたしました。

○委員長(寺尾豊君) 次に国会議員法等の一部を改正する法律案につきまして本院職員組合並びに常任委員会専門員の代表から、意見を聴取するわけでありますが、議事整理の都合上、先ず職員組合のほうから意見を聞いた上、御質疑があればこれをお願ひし、次いで専門員及び調査員のかたから同様意見を聞いた上、御質疑をお願いいたします。

○委員長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。さよう取計らいをいたします。

○委員長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。さよう取計らいをいたします。

○参事(長崎経男君) 私職員組合の執行委員長をやっております長崎でございまして、今日は、議院運営委員会におきまして、国会議員法等の一部を改正する法律案につきまして、我々組合

側の意見を聴取するような機会を作つて頂いたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。ただ先ほど委員長も述べになりましたように、簡潔、要領よくということでございますので、ただ私は組合側の意見をスムーズに委員の皆様がたにお伝えをする意味から、私はただその組合側の概括的な意見を先ず申述べまして、主として組合におきましては、書記局を中心として、国会議員法等の一部を改正する法律案について、慎重に検討を進めて参りましたので、本日来ております副委員長宮川君並びに補足の説明といたしましては、書記長の小川君のほうから、順次意見を述べさせて頂きたいと思

先ず組合の基本的な考え方につきまして、極く簡単に申し上げますと、先ず第一番目に国会議員制度のあり方はどういうふうにあるべきであるかという点につきまして、第一番に、これは極く常識的であるかとも思われますが、要するに民主的近代化的な雇用関係を樹立してもらいたい。これが第一点でございます。第二点としましては、職務に専念するに足るような生活と身分の安定を確保するような方向に持つて行つてもらいたい。これが先ず国会議員制度としてのあり方としての組合の基本的な考え方でございます。

第二点としましては、第二番目に組合として、何を然らば要求するか。基本的な要求の項目につきまして三点について申し上げて見たいと思

第一番目に国会議員制度のあり方はどういうふうにあるべきであるかという点につきまして、第一番に、これは極く常識的であるかとも思われますが、要するに民主的近代化的な雇用関係を樹立してもらいたい。これが第一点でございます。第二点としましては、職務に専念するに足るような生活と身分の安定を確保するような方向に持つて行つてもらいたい。これが先ず国会議員制度としてのあり方としての組合の基本的な考え方でございます。

の第一点は、労働基準の確保と表現、これは思想とか言論、結社、そういったものの自由並びに政治行為の自由でございます。第二点としましては、適切な賃金体系の樹立と、健康的な労働条件を確保してもらいたい。これが第二点でございます。第三点は民主的な任用制度を確保してもらいたい。樹立してもらいたい。これが組合として基本的要求の三項目でございます。

第三番目に、組合が今日まで当局と、国会職員法の改正につきまして種々意見を交換し、或いはこちらから意見を申入れるなり、意見を聴取するなりしたわけでありますが、その間、組合側の立場から、当局が改正案について如何なる考え方をもち進んでおられるかという点につきまして、組合側としての考え方についてちよつと触れて見たいと思ひますが、先ず概略的に申し上げますと、第一番目に、前回の、昨年末でございましたが、暫定的に、国会職員が一般職より特別職に切替えられた当時、その当時におきまして、結局国家公務員法の一部を改正するという手続によりまして、従来ありましたところの国会職員法或いは国会職員の給与規程というものが、死文化されてしまったものが、生き返つたわけでございます。この国会職員法乃至給与規程というのは、皆様方も御存じのように、非常に不備、そぐわないものがあつたわけでございます。その点今日まで七月有余に亘りまして一度も支障を来たしていない。支障を来たさなかつたということにつきまして、実は組合側としても意外に思つたわけでございますが、それはさておきまして、前回よりも今回の改正案とい

うものは多少改善されたように見受けられる。これは私も組合側として、その点は認めざるを得ないのであります。また封建的或いは温情的な色彩を持つた側面が少くないのであります。これが当局案に対する組合側の最初考えたところの基本的問題でございます。第二点としましては、法律事項にすべき事項があるにかかわらず、これを規程に譲つていくのが多分にあるのであります。これは従来組合側と当局との間において、しばしば合意をもちましたが、これは運用でうまくやるのであるというふうな当局側の回答にもかかわらず、未だ具体的な面に至りましては、組合側のほうをいささかも満足させるまでには至らないというふうな結果を招いている事例が幾多あるのをごさいます。この点につきましては、後ほど副委員長なり、書記長の方から、補足的説明をやつて頂きたいと思ひますので、その際、詳しく述べて頂きたいと思ひます。

私は先ほども申しましたように、簡単に、時間的にも余り余裕がございませんので、極く概略的に、委員長としての立場から全体を申し述べて見たわけでございますが、なお最後に申し述べた機会があれば別ですが、あらかじめ議員さんが、組合側の意向を、これから述べて参りますところの組合側の要求乃至希望意見を十分参酌願ひまして、今後国会職員法等の一部改正案について、何ら国会職員に対して、その勤務条件なり或いは給与等の点につきまして、支障のないような改正乃至修正を図つて頂きたい。この点を特に強調いたしまして、先ず概括に於いての委員長としての意見を終りたいと思ひます。

○委員長(寺尾豊君) 次に同じく職員組合代表、副執行委員長宮近川雄君。○参事人(宮川近雄君) 私が宮川でございます。今、委員長が、基本的なことについて申上げましたので、私が今度の国会職員法の実質的な具体的な事項について、組合の意見ということを上申させて頂きたいと思ひます。先ず皆様のお手許に半切のプリントが行つておるはずでございます。それに従つて申上げて参ります。

先ず第一番目に書いてございますように、任用の基準を明確にして頂きたいということ、任用の基準の明確化ということでございますが、私も、今回提出されました国会職員法等の一部を改正する法律案、これをよく検討して見ますと、この改正案の中には、第二章において資格という規定があるのをごさいます。これは参事若しくは主事等になる単なる資格を列挙してあるのをごさいます。昇任、昇格等の、いわゆる任用の基準というものがどこを探しても見当たらないのをごさいます。議員の皆様にもこういうことを申上げるのは釈迦に説法のようにございしますが、国家公務員法におきましては第三章、地方公務員法におきましては第三章に、任免について精細な規定がなされております。私も必ずしもその国家公務員法、それから地方公務員法のような、あれほど厳密な基準と言ひますか、いろいろ方法等、あれを全面的に採用して頂きたいというほどの強い希望はございませんけれども、併し任用の基準というものが、何らかこの法律にあつたほうがいい。又なければならぬというふうに考えるの

でございます。後に出て来ます公平委員会というものが今度できるわけでございますが、これに對しても、私たちが不利益な処分を受けたということによつて、公平委員会に審査請求をすることができるようありますが、その基準となるというふうなものはないわけでありまして、これによつて昇任、昇格等をやるんだ。いわゆる任用をやるんだという基準が、ここに明確に示されていないという点が私たちのこの法文において不満とするところでございます。これは当局側におきましては、運用において勿論やるんだと言われております。これは運用に当りましては、私も、十分その点を組合側としても、常にこれから要望もしなければなりませんし、私も、この規定が若しなかつたならば、組合の発言権もそこに残して頂きたいというふうに考えるわけでありまして、人事の公正、明らかな人事ということを、私たちは去年要求した経験もございす。情実、派閥というふうな人事をなす。或いはその他のいわゆる任用の基準というものがよつてやるんだという規定がないということが、つまりそういうことの憂いが残るわけでございます。その点は私たちの一番重要に考へている点でございます。

その次の二に参りまして、「争議行為等を理由とする不利益処分に対する審査請求権の確保」これは法律の第十八條の二の第四項でございます。これは御承知の通りほかの法律にもございすように、争議行為をしてはならない。又企て、共謀、おとりをそのかしてはならないという規定の次にあることとて、就上げますと、「国会職員で同盟

罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、当局に對し、法令に基いて保有する任命上又は雇用上の権利を以て、對抗することができない。」この規定でございますが、私も何となくこの前の項の、争議行為云々というところは、これはそのままとして、この次のここにあります任命上、雇用上の権利というものを以て對抗することはできない。これは何であるか。非常に私たちが解釈するの苦しいでいるわけでありまして、国家公務員法におきましては、この人事院の解釈では、以前はこれが公平審理に對する請求ができなかつた。それが後になつて、いやその審理の請求権もあるんだというふうな解釈が變つたというふうに聞いております。私たちも、この解釈を国会職員に關しては、有権的な解釈は当局がされるのをごさいますし、思ひます。それから、国会職員に關しては、この公平委員会に審査請求権があるのだという解釈を、ここにおいて確立して頂きたいと思ひます。これが若し審査請求権がないのだという解釈になりますと、この前の條文も、非常に広い意味を持つ規定でございまして、或いは事実の誤認というふうなこともなきにしもあらずであります。公平委員会があつても、ここで以てすべてこへ来て扱はれるというふうなことになる。この規定が濫用されるような虞れもある。こういうふうな思ふのでありまして、又将来解釈が變る虞れもあるというふうな点からいたしまして、この第四項におきます規定の意味は、他の、公平委員会に對する審査請求権を認めないものじやないの

罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、当局に對し、法令に基いて保有する任命上又は雇用上の権利を以て、對抗することができない。」この規定でございますが、私も何となくこの前の項の、争議行為云々というところは、これはそのままとして、この次のここにあります任命上、雇用上の権利というものを以て對抗することはできない。これは何であるか。非常に私たちが解釈するの苦しいでいるわけでありまして、国家公務員法におきましては、この人事院の解釈では、以前はこれが公平審理に對する請求ができなかつた。それが後になつて、いやその審理の請求権もあるんだというふうな解釈が變つたというふうに聞いております。私たちも、この解釈を国会職員に關しては、有権的な解釈は当局がされるのをごさいますし、思ひます。それから、国会職員に關しては、この公平委員会に審査請求権があるのだという解釈を、ここにおいて確立して頂きたいと思ひます。これが若し審査請求権がないのだという解釈になりますと、この前の條文も、非常に広い意味を持つ規定でございまして、或いは事実の誤認というふうなこともなきにしもあらずであります。公平委員会があつても、ここで以てすべてこへ来て扱はれるというふうなことになる。この規定が濫用されるような虞れもある。こういうふうな思ふのでありまして、又将来解釈が變る虞れもあるというふうな点からいたしまして、この第四項におきます規定の意味は、他の、公平委員会に對する審査請求権を認めないものじやないの

だ、審査請求権はあるんだという解釈を、私たちにここにおいて確立して頂きたい。こういうふうに思うわけでございます。

のについては、労働基準法の精神を尊重するように定めて頂きたいというところが私どもの希望でございます。

それから給與を法律事項とする。これも今回は私どもは早急に望むわけではございませんが、まあ勿論給與は、法律事項とすることは観念的には正しいのでありますけれども、いろいろの経緯もございまして、私どもは今回は、給與を法律にしないでいいから、この来るべき近き将来において、これを法律事項として頂きたいというところでございまして。

最後にこれはこの法律改正案には、直接的な関係はございませんけれども、給與規程にある問題でもございまして、又私どもは現在当面している問題でございまして、最後に国会手当の支給というところでございまして。国会手当の支給という根拠はどこにあるかというところでございまして、現在の給與規程にもありますし、今度の給與規程にもあるわけでございまして、旧給與規程の十五條、新給與規程の十三條に、国会開會中勤務著しい場合には、特殊勤務手当というものが支給することができるといふ規程がございまして。まさしくこの間の今国会は、非常に長期に亘り、そうして重要法案が山積いたしましたので、その会期日数も二百数十日に及び、今までの国会でございまして、あたかも私どもが特別職になりました。一般職と離れたという事実もございまして、この規程を援用して頂きたい。同会手当というものを、これは私どもは通称を国会手当と称していいのでございまして、給與規程で申せば特殊勤務手当ということになると思いますが、この際、私どもは是非これを支給して頂きたいというところは、もう当局側に対して再三再四申し上げて、お願いをしているわけでございまして、まだ国会も終らない関係上、はつきり出すという明言は得られない現在の状態でございまして。まあ詳しく申し上げればきりがありませんが、時間がございませぬので、ちよつと一言申し上げます、甚だしい勤務状態としては、自動車運転手の人なんかは連日家へ帰らないために、遠い所から妻が子供をおぶつて、そうして夫の着替えまで持つて家族総動員して、この勤務を勤め上げたというふうな涙ぐましい事実もございまして。この問題は、是非議員のかたがたの御支持、御協力をお願い申し上げる次第でございまして。終ります。

〇委員長(寺尾豊君) 只今の意見に対して御質疑がございまして……。

〇水橋肇作君 只今組合側から、續々申されました。誠に尤もな意見のみで、我々は全面的にこれを支持するものであります。特に伺ひたいのは、今日も議運の形だと思ひますが、いつの場合でも事務局長と議長がお出でにならないことではないのです。今日に限つて事務局長はこの重大な問題であるにもかかわらず、お出でにならない理由、議長及び事務局長のお出でにならない理由を先ず伺ひたいのです。

それから第三点については、これは国会議員法の第二十四條でございまして。これは、今回は変つておりません。第二十四條は「国会議員の勤務時間、居住地、制服その他職務上必要な事項は、本議長がこれを定める」という規定でございまして。これに関連しまして、法案の第十五頁でございまして、第四十一條の第二項でございまして。ここに「国会議員に關しては、この法律で定めた事項及びこの法律に基き両議院の議長若しくは本議長が定めた事項又は国会議員の勤務條件に關して他の法律で定めた事項に矛盾しない範圍内において、労働基準法及びこれに基き命令の規定を準用する」というふうになつてございまして、この規定は本議長が定めた勤務條件、定めた事項又は国会議員の勤務條件に關しては労働基準法を排除する。労働基準法に優先するのだという規定が最後のほうにございまして、従つて本議長が定めた勤務時間というものは、労働基準法の適用を排除するということになつておるわけでございます。私どもこの国会というところの勤務状態というものは、皆さんよく御存じの通り、常に不齊一の勤務状態でございまして、この間のような破防法に陥んで、非常に私どもも超過労働をしたわけでございまして、この規定をここで排除しておるのでは、最後にあります労働基準法の準用ということが殆んど意味がないというところになるわけでございます。この勤務條件、又は勤務時間というも

れから共済組合に加入するというように、これを常勤の職員と同じような扱いをするために、この第一條の第五号の職員というものにおいては、臨時職員も入れるという解釈にして頂きたいと、こういうわけでございまして。

それから第五番目に、給與規程に昇格、初任給等の基準を明らかにして頂きたい。これは一般職の給與に關する法律には昇給昇格等細かな規定があるのでございまして、今回の国会議員法の一部改正に從つて、国会議員の給與規程も変わるわけでございまして。これにやはり昇給昇格、初任給等の基準をやはり明確にして頂きたいということでございます。それから六、七と、これは、今回の改正には私ども無理だと思ひまして、この六と七は、近き将来のときにこのことをお考えを願ひたいというわけであります。六、組合の団体交渉権を確立すること、国会議員は特別職となりまして、人事院からのいろいろの制約というものを離れて、国会職員だけの法律がここに作られるわけでございます。そうしますと、今までの公務員法体系として、片方を制限する代りに片方を保護するんだというあの考え方からしまして、又地方公務員法におきましても、人事委員会というふうなものがあるわけでありまして、国会議員に關しては公平委員会という單なる消極的な受審機関があるわけでありまして、将来積極的ないわゆる監督機関というものが無いわけでありまして、従つて組合の団体交渉権も認められたいというところは、一應理窟が立つじやないかという考え方でございまして、これは近き将来に実現をして頂きたいということでございます。

〇委員長(寺尾豊君) 議長は所用で外出であります。事務局長は組合員の各位或いは専門員を呼んでおられるので、むしろ遠慮しておつたらどうであらうというふうなことで、次の間に控えているのであります。従つて議員各位の御要望であれば、直ちに出来るのであります。

〇水橋肇作君 それはおかしいと思うのですが、本當の組合員の声を聞き、

のついでには、労働基準法の精神を尊重するように定めて頂きたいというところが私どもの希望でございます。

それから、今度はやや小さくなる問題でございまして、いわゆる臨時職員に、常勤職員と同様な待遇を與えて頂きたい。これはこの法案の第一條の第五号の「職員以外の職員」、この最後の「職員」という中には、当局の御説明では、いわゆる臨時職員は含まないのだという解釈でございまして、これも臨時職員は今までの勤務において、いつも国会議員、いわゆる常任の職員と同じように勤務をしているわけでございます。これに對して身分的な関係、それから給與的な関係、労働條件、そ

〇委員長(寺尾豊君) 議長は所用で外出であります。事務局長は組合員の各位或いは専門員を呼んでおられるので、むしろ遠慮しておつたらどうであらうというふうなことで、次の間に控えているのであります。従つて議員各位の御要望であれば、直ちに出来るのであります。

〇水橋肇作君 それはおかしいと思うのですが、本當の組合員の声を聞き、

〇水橋肇作君 それはおかしいと思うのですが、本當の組合員の声を聞き、

そうして第三者の意見も聞くことが、最もこの問題を判断する唯一の途だと思ふので、お出でにならないのはおかしいと思ひます。それから、それは直ちににお出で願つて、先ほどから組合からの要望をお聞きになるほうが、僕は最も必要だということ、それから重ねてお伺ひしますが、国会手当てに對しまして、余りにも我々は、まあ人事委員会の委員から、特別のいろいろ御意見もあると思ひますが、今度の会期のごとき、先ほど御説明あつたように連日時間切れまでやつた際に、何の手当も出してなかつたのですか。又出そうと考へておられないのですか。どうですか。これをまあちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。

○相馬助治君 水橋君の前段は、本日の議事を運営して行く上において必要なので、私も賛成なんです。議長に資料を要求するならば別ですが、こちらにそういうことを聞いて行くということになると、議事が又非常に幅廣に來ると思ふので、それは参考人の陳述を終つてから我々としては聞くなり、それからなお、この参考人の陳述を聞く上において、それがどうしても必要だというなら、むしろこれはこちらに向つて、あなたたちはもつたんですかというのを聞くべきだ。

○水橋藤作君 いやこちらは、もつていないということを開きましたから、その計画をどういうふうに考へておられるかというのを伺ひしようと思つたが、資料として要求しても結構です。資料として要求いたします。

○相馬助治君 今の宮川君のお話の中に、たゞ／＼出て來た當局ということですが、この法律案は形式的に言へば

石田博英君は一名の提出の法律案となつておりますが、その場合の当局というものは、何を指されたのであります。こゝういふことをお聞きしたい。

○参考人(宮川近雄君) 当局という言葉が、或いは不適當であつたかも知れません。私たちは参議院の職員でございます。私たちは参議院の職員でございます。事務局長ということでございます。

○相馬助治君 私もさうに了解してお聞きしておりました。そこでいゝゆるあなたの方當局、私は間違ひなと思ふのです。さういふ表現は……この當局が、この法律案の改正に當つて職員組合にどのような形で諮問をされたか。或いは意見を徴されたか。或いは資料の提出を求めたか。さういふ経過等について、いゝゆる當局との経過について、この際承りたい。

○参考人(宮川近雄君) 只今の御質問にお答え申し上げます。この今までの至つた経過といふのは、実は、今回のこの改正案の一応の案が示されたのが、六月の初頭であつたと思ひます。それからこの法律案は六月十七日提出でございますので、六月の初頭から六月中旬に至る間、私どもが原案を示され、いろいろ意見を具申したという経過になつております。

○相馬助治君 当初示された原案なるものと、あなたたちがそこに加えた意見の開陳によつて、甚だしい修正が行われましたか。行われたと仮にしたならば、それは概略、どのような点がどのように相成つたのか。

○参考人(小川肇雄君) お答えいたします。私どもが申述べました意見、まあ私

どもといふのは、参議院の組合及び衆議院とか図書館の組合等を含めてでありまして、そのへんを含めてその間で協議会を持つて、いろいろ相談したわけでありまして、その結果いろいろな形で或いは参議院の当局にお願いし、或いは衆議院の当局に衆議院の組合のほうからお願ひするといふような形で申上げました意見については、一部分は確かにその意見を斟酌されて、当初の原案に比べて改正された点がございまして、それから又その後当局のほうで考え直しになつてお見えになつた点も若干あるようにみております。併しながら私どもとしては、申上げました意見のうち、ここに本日今、宮川副委員長から申述べましたような点については、残念ながら御採用になつて頂けなかつたということもあると思ひます。

今採用されましたというような点を極く簡単に一、二所拾つて申上げます。ならば、例えば第十八條の二に、職員組合の規定があるわけでありまして、法案の八頁、九頁のところでありまして、その場合に、初めはこのところ、これは字句の解釈の細かいことになつて、組合を作つてもよろしいけれども、その連合体というものを作つて、それが交渉をするのは困るというふうな初めは案であつたやうであります。ところが、さういふものを私どもも示されたわけでありまして、その後組合のほうの意見に従つて、これを連合体も結成してよろしい。その連合体が交渉することよろしいといふふうに変更しました。この点は私どもの意見をよく取入れてくれたように思つております。

それから休職の規定につきまして、これは非常に細かいことになるので、細かいことは申上げませんが、休職の規定が、休職の期間とか、その更新とか、さう言つたような問題につきまして、或る程度の私どもの意見を若干入れて頂きまして、細かい点でいろいろと變つておるやうであります。今申上げました休職と言ひますのは、第十二條乃至第十三條に書いてございまして、それから第二十七條の二といふところに、十三頁であります。第二十七條の二に「勤務能率の發揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めるものとする。」こゝいう点も、ここに列挙してあります。点、この條文は國家公務員法と同じであります。初めこの中の一部分が抜けておりましたのを、私どもが「安全保持」といふようなものをに入れてくれといふことを申しましたところ、採用になつたところでありまして、

それから先ほど、労働基準法の適用の問題について申しましたが、第四十條の規定も当初においては労働組合法、労働関係調整法及び労働基準法は国会職員に適用しないといふだけの條文でありましたのを、或る程度適用を認めたといふ点で一つの進歩をしたわけでありまして、併しながら私どもとしてはその適用を認める際に、先ほど言ひましたやうな本部長の定めた事項等は、折角適用して頂いた甲斐がないかというので、それを更に先ほどの意見として申述べたわけでありまして、その他細かい点を言ひますならば、細かい点においてこの法案以外のこれに伴ういろいろの規程の内容について

は、若干は採用されたところがある次第であります。

○相馬助治君 最後に一点だけお伺ひしておきたいと思ひます。この法律案を改正するについては、別に参議院の職員の給與の問題といふものをこれと並行して考へて來なかつたやうな感じが、こゝういふことにまあ相成ると思ふのです。そこで目には忘れましたが、本院の議運におきまして、私並びに他の一、二の委員のかたから、特に議長に質問を申述べて、こゝういふ答弁を得ておるのです。即ちこの職員の中で、具体的に給料が低いという不満があると思ふが、それは暫くおくとして、問題なのは任用された時期的なズレによるさうまじいアンバランスの問題、それが一点。それからもう一つは、国会職員といふ極めて特殊なこの仕事で、忙がしいときにはもう全く処置のないほど、時間的にも勞力的にも一度に仕事がつまつてしまふ。そこで超過勤務手当の問題、この二点が問題にならうと思ふので、それについて議長はどういうふうにか考へるかといふことを申しましたところ、議長としては、その問題については、いろいろ問題のあることを自分も知つておるので、実情を調査してよく考へてみたいといふ答弁を我々は承けておる。具体的に職員組合にさういふ件に關して、当局より何らかの相談に類するものがあつたかどうか。或いは意見の開陳を求められたことがあつたかどうか。

それから只今まで述べられた意見のほかに、給與の具体的な問題について、本委員会にあなたたちが意見書並びにその資料等を出す用意があるかどうか。これらの点について概略で結構

は、若干は採用されたところがある次第であります。

ですから承つておきたいと思いま

す。
○参考人(長崎経男君) 極く簡略に申上げますと、第一の点は、給與のアンパランスの問題であります。この点につきましては、私も新らしい執行部が榮足して以来、常に各議員の不平不満につきまして、当局即ち事務局長乃至人事課長その他のかたへ、それへ意見を具申いたしまして、或いは又庶務小委員会等におきまして、各職場から出まるところの意見を提出いたしまして、種々まあこちらかか意見を参酌してもらいたいというところを、極めてまあねんごろにお願ひしておつたわけでございます。その点につきまして、たゞ、先般給與のアンパランスの是正の一策として、これは細かい点は私はちよつと記憶が薄れて参りましたが、四級職以下は一号とか或いは九級職までは何号であるとか、多少の是正はしたかと思ひます。その他先般七月一日を期しまして一斉昇給とまでは行かなかつたのであります。六月月朝間を短縮しまして、国会職員には或る程度有利な條項をもたらしたいというところが事実具体的に現われておるかと思ひます。併しながら私もこれを以て給與のアンパランスの是正が完全になされたことは思つておりませんし、もつと深刻なアンパランスの是正をしなくてはならないという点が事実、問題として存在しておることを認めざるを得ないのであります。

で、いろ／＼先ほど副委員長のほうから申しましたように、まあ国会手当てというものを再三、強く要望して参つたのであります。未だに国会手当てというものが我々の眼前に現実となつて現れておりません。その点ははつきり申上げられると思ひます。それから超過勤務手当につきましては、一人平均八十時間を支給せられたかと、こういうふうな記憶しております。これは各職場の特殊性によつて多少まあ調整されておるかに考えられます。以上簡單でございますが、御報告いたします。
○菊川孝夫君 長崎君にお尋ねしますが、第一は民主的な任用という御意見ですが、民主的な任用という御意見であるならば、先ず一番試験制度、次に平素の勤務の人事管理、この二つが併行されなければならぬと思ひます。諸君のほうで特にこの試験制度というのを強く要望しておるか。これは情実を排するということになれば、その人を試すには試験以外にはない。それから平素、試験の答案ばかり書いても、毎日遅刻ばかりしておる人でも困ると思ひます。これを併行して考えて行かなくてはならぬと思ひますが、諸君はそのうちの試験、それから平素の勤務の考査、これを一つやるといふことを要望しておるか。この点をお伺ひしたい。第一点。

これは政治活動の自由だということになつた場合に、或いは自由党の委員長であるというふうなことになる。明らかなつたときには、特に国会なんかのごときは、政党の影響を受けやすいと思つております。而もこの前の国会、この間のような問題が起きるときに、果してそれが影響しないであらうかどうか。この点は相当研究しなければならぬ問題だらうと思ひます。諸外国の例等も、君らのほうの組合として研究してあるかどうか。この点について一つ意見を承つたいと思ひます。この二点……
○参考人(長崎経男君) 第一点についてお答えいたします。この民主的な任用制度は、試験制度を採用すれば、一番理想的ではないかという御意見かと思ひますが、私も組合側といひました。勿論民主的な任用制度を確立するためには、競争試験乃至は能力の実証等いろいろ方法があるかと思ひますが、最も端的に現われるのは、やはり競争試験であらうと思ひます。併しながらここで組合側として、競争試験ばかりがその人の能力の全般をはかるものではないのであります。勿論現在までいろいろの方法がとられておりましたが、要するに私は競争試験と申します。情実人事と申しますか。或いは紹介人事と申しますか。そういう点をこの際拂拭してもらいたいというのが大きな狙いでございます。

第二の点につきましては政治行為の自由云々を私が申し上げましたが、これは飽くまでも基本的な考えかたでございます。行く／＼はこの線に沿つて改善するべきではないかというところを、先ほど菊川先生が申されたように、まあ自由党の事務局長がでるか。そういつたようなことは必ずしも望んでおるわけではございません。
○菊川孝夫君 余りこれは議論になるようですけれども、推薦人事、それから推薦人事、これは往々にしてなりがちなことではあります。それを排斥しようとする、いろ／＼推薦者がある。その中で誰が一番いいかということになると、やはり能力試験をやるか、その人の平素の勤務成績というところになる。或る程度速記者でも或いは法制局の人たちでも同じだと思ひますが、能力試験というものを少し強く打ち出さないと、いかにいかにそれを打破することはできないのじやないかと私は思つております。という事務局長なり或は人事課長なりの試験というところになると、殊に推薦を強くする者がよく行くことになる。……、その場合には公募をして堂々と試験制度をやるということは一番正しい。いろ／＼それはあります。併しけれども、そればかりやるわけにはいかんだらうが、身体検査とか何とかいろいろ加味するだらうが、これを打ち出すことが狙ひであつて、試験はいやだ。推薦人事は不服だから排撃せよと言つたつて、どこでやるか、将来の問題として、あなたたちは基本的な問題を言われたのだが、これは一つ検討の要があるのじやないか。そういうふうにお持ちですか。

○参考人(長崎経男君) 民主的な任用制度につきまして、試験万能に陥つても善支えない。菊川孝夫君、いやは……と述べ、笑聲。或いは又競争試験等、我々の組合のほうにおきまして、すべて試験によつて或いはその受驗成績、そういうふうなものである。……、その通りでございます。……、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、私も合理的には受驗成績、或いはその人の能力の実証、そういう点につきまして、公正な判断を当局側のほうでされまして、それが結果として民主的な任用制度となるというところを望んでおるわけでありまして、勿論推薦乃至は紹介とか情実とかいふようなことも、その人がそれだけの能力があるものであれば、勿論それを寛容するにやぶさかではございません。併しながらたゞ、任用につきましては、いろ／＼疑義のある点があるというふうなことを職員の間でいろいろ、聞々耳にいたしたので、この際基本的な問題として取上げて御説明申したわけでございます。
○菊川孝夫君 もう一点だけ、今度は宮川君にお尋ねしますが、国会手当の支給という何がございまして、名前がちよつと、国会職員が国会の仕事に従事するのはこれは当然のことだが、この世の中に出して国会手当というものは、どうもどうかと思つてございまして、或いは時間遅れたときの手当、超過勤務手当の公正なる支給というふうに行ふべきであつて、国会手当を国会職員が要求する。これはどうもちよつと名前がおかしいように思ひますが、この

点研究されて、こういう主張をされて
いるのですか。法律上に譲りとして、修
正案を仮に考えるといいたししても、
国会職員に国会手当を支給することが
どう考えてもおかしいように思うが。

○参事人(宮川近雄君) 只今の菊川さ
んのお尋ねでございますが、菊川さん
の申されますように、国会手当という
名前は何にも御意見のように思いま
すが、私どもはこの参議院できて以
来、国会手当と通称私が呼び慣れて
いるものでございますから、そういう
名前を使つたわけでございますして、こ
の根拠はと言いますれば、先ほど申上
げましたように、今度の給與規定の第
十三條に根拠を挙げるわけございま
して、この規定におきましては、特殊
勤務手当、特別手当という名前になつ
てゐるわけでございます。そのことを
指しているわけでございます。

○菊川幸夫君 わかりました。そうす
ると繰返して申上げますが、これは特
に繁忙なる仕事、この間のように深夜
に亘る国会があつたとか、或いは特別
な調査事項を仰せつかつた。重要法案
の修正案を法制局あたりが急いでやら
なければならぬ。泊りこみでもやらな
ければならぬ。こういうたような特殊
なときに繁忙手当的なものを支給する
ようにせよ。こういう意味ですか。一
般にいつでも出す。こういうのではな
いのですか。

○参事人(宮川近雄君) この規定に根
拠を挙げてゐるわけでございますが、
まことにその通りになるわけではな
いのです。

○菊川幸夫君 わかりました。
○矢嶋三義君 どなたでも結構ですが
らお答え願ひたいと思ひます。先ず私

たち只今御要望を承つたのでござい
ますが、これは衆議院において審議の
過程においても、衆議院の職員組合は
やはりこういうような要望を衆議院の
議運に対してなしたのでございましょ
うか。衆参の職員組合としては、共同
戦線と申しますか、そういう行動をと
られてゐるのでございませうか。どうで
すか。

○参事人(宮川近雄君) お答え申上げ
ます。衆議院におきましては、これが
議案となつて出るまでは、私どもとま
あお話のような共同的な歩調で、いろ
いろ衆議院は衆議院の当局者に要望を
申上げて、先ほど申上げましたよう
に容れられた点もございませう。この法
案が上程された点もございませう。この法
案組合としては、議院運営委員会に對し
て意見らしいことは一つもしてゐない
わけでございます。

○相馬助治君 共同戦線やつてゐるの
かというところは、
○参事人(宮川近雄君) 共同戦線と言
いますと、
○相馬助治君 言葉はおかしいけれど
も。

○参事人(宮川近雄君) 衆議院として
は法案が出てからは、それでいゝわゆる
納得と言ひますか、をして、下つてい
るわけでありませう。私どもが只今申上
げました解釈の問題とか、いろいろな
点において、まだ正式に御審議をして
頂きたいという意味で、この点が残つ
たというわけでございます。ですから
共同戦線をしてゐるかと申されませう
と、私が申上げてゐるのは、参議院
だけの立場で申上げてゐるわけではな
いまして、共同戦線ではないというこ
とが言へると思ひます。

○相馬助治君 関連して一点念を押し
たい。そうすると今のあなたの答弁
は、こういうことですか。あなたがた
の聞いている範囲内においては、衆議
院側においては、この法律案はもうこ
れでよろしいということだが、なお参
議院側としてこれが審議の過程におい
て意見を求められてゐるから、そこで
意見を言つてゐるんだ。こういうふう
に了解してゐるのですか。さつきの私の
質問を裏返しすれば、共同戦線という
ものはありません。衆議院の側はもう
話は終つてゐるのです。我々はまだう
ちよつとよくしたいと思つて、こういう
機会を與えられたから、一応しやべつ
てゐるのとどまつてゐるのです。も
ううちよつと率直に言へば、あなたがた
のその意見も、到底聞かれそうもあり
ませんけれども、まあ言つておくので
すという程度なんですか。どうしても
委員長以下、こういうことは実現して
もらいたいということなんですかとい
うことです。

○参事人(小川幸雄君) 今の相馬さん
のお尋ねでございますけれども、確か
に今宮川副委員長の言ひましたよう
に、衆議院の組合は、只今出ておりま
すこの原案に對しまして、特に反對は
ないという態度であります。併しなが
ら私どもが今申述べておりますような
意見については、勿論これは十分に討
議をいたしたわけでございますが、そ
ういうふうな、私どもの意見のような
点が容れられて、よりよくなれば結構
だといふふうには言つております。従
つて私どもとしては、その点に意見の
食い違ひはないと思ひます。ただその
点のニュアンスが強いのか弱いのかとい
うことであります。

○矢嶋三義君 これは申上げるまでも
なく、衆参両院通過しなければならぬ
問題です。特にこの法律案は、衆議院
の議員諸君の賛成であつて、衆議院先
議で來てゐるわけですから、今後もち
うことはあるでしょうが、やはり一つ
の、あなたがたにとつては、非常に大
きな法律案だし、これをよりよく成立
させようと思へば、水も漏らさぬ衆参
両議員組合の緊密なる行動の上でなけ
れば、なか／＼違ひかねると思ひます
が、そこで我々は今承つた点につき
まして、今後御協力、少しでも皆さん
がたの主張の正しい分は、是非とも取
上げて行きたいと、こういうふうな考
えののですが、私愚問のようですけれ
ども、今ここに提示された国会職員法
等の一部を改正する法律案、この中で
是非でも、当面これはどうして困
るといふようなところがありまして
ら、最小限度に一つ指摘してもらいた
いと思ひます。

○参事人(宮川近雄君) 私が先ほど申
上げました具体的な事項でございます
が、この任用の基準を明確にするとい
うことは、国家公務員法の任用の根本
基準といふところがございまして、あ
れに相当するものがあれば結構である
といふような考え方でございませう。そ
れから二の、これは審査請求権の確保
といふことでございまして、これは解
釈を確定して頂きたい。こういう意味
でございます。それから勤務条件につ
いて、労働基準法の精神を尊重するとい
ふことと、この法文の書き方は、非
常にむづかしいのでありますが、要す
るに運用でも、とにかく基準法の精神
を尊重するといふような規定をして頂
ければいいわけでありませう。あとは、
○矢嶋三義君 わかりました。私あ

て愚問を發したわけは、どうも皆さん
がたの發言を承つておりまして、こ
の任用の一つの基準を明確にする。そ
れを裏返しと言ひますと、何か参議院
には民主的な任用制度が布かれていな
い。明らかな人事でなくして、何か人事
に雲がかかつてゐるといつた氣持をど
うも下に持たれて發言し、又要望され
てゐるような感じがしてならないので
すが、言ひづらい点もあるかも知れま
せんが、あなたがたは職員組合の代表
として下部議院の組合員の反映から、
そういう派閥的な、情實的な、明瞭で
ないような人事といふものが、或る程
度あつて、自分らとしては不愉快だとい
ふことを、組合としては確認されて
ゐるのかないのか。これは私は大事
なことなので、これも公の席上ではつ
きり承つておきたい。組合としてど
う考へるか。あなたが個人ではなくて、
組合としてはどういふふうな把握され
てゐるか。

○参事人(宮川近雄君) 非常にむづか
しい御質問でございますが、私どもは
今申上げておることは、法律の建前と
してのことは實質上は申上げておるわ
けであります。ただ任用が情實人事
があつたか、派閥人事があつたかと言
われますと、私どもは去年におきまし
て、一遍、或る部におきましての情實
人事を明瞭にしてくれといふことは、
一遍これは当局に申入れたことがござ
いまして、現在あるかといふことを組
合としての立場から言へといふことで
ございまして、正式に組合として現在
これを取上げておる問題があるという
わけではございません。ただ去年にお
いて、そういう一部取上げたことがあ
つたといふことでございませう。只今申

○参事人(小川幸雄君) 今の相馬さん
のお尋ねでございますけれども、確か
に今宮川副委員長の言ひましたよう
に、衆議院の組合は、只今出ておりま
すこの原案に對しまして、特に反對は
ないという態度であります。併しなが
ら私どもが今申述べておりますような
意見については、勿論これは十分に討
議をいたしたわけでございますが、そ
ういうふうな、私どもの意見のような
点が容れられて、よりよくなれば結構
だといふふうには言つております。従
つて私どもとしては、その点に意見の
食い違ひはないと思ひます。ただその
点のニュアンスが強いのか弱いのかとい
うことであります。

○矢嶋三義君 これは申上げるまでも
なく、衆参両院通過しなければならぬ
問題です。特にこの法律案は、衆議院
の議員諸君の賛成であつて、衆議院先
議で來てゐるわけですから、今後もち
うことはあるでしょうが、やはり一つ
の、あなたがたにとつては、非常に大
きな法律案だし、これをよりよく成立
させようと思へば、水も漏らさぬ衆参
両議員組合の緊密なる行動の上でなけ
れば、なか／＼違ひかねると思ひます
が、そこで我々は今承つた点につき
まして、今後御協力、少しでも皆さん
がたの主張の正しい分は、是非とも取
上げて行きたいと、こういうふうな考
えののですが、私愚問のようですけれ
ども、今ここに提示された国会職員法
等の一部を改正する法律案、この中で
是非でも、当面これはどうして困
るといふようなところがありまして
ら、最小限度に一つ指摘してもらいた
いと思ひます。

○参事人(宮川近雄君) 私が先ほど申
上げました具体的な事項でございます
が、この任用の基準を明確にするとい
うことは、国家公務員法の任用の根本
基準といふところがございまして、あ
れに相当するものがあれば結構である
といふような考え方でございませう。そ
れから二の、これは審査請求権の確保
といふことでございまして、これは解
釈を確定して頂きたい。こういう意味
でございます。それから勤務条件につ
いて、労働基準法の精神を尊重するとい
ふことと、この法文の書き方は、非
常にむづかしいのでありますが、要す
るに運用でも、とにかく基準法の精神
を尊重するといふような規定をして頂
ければいいわけでありませう。あとは、
○矢嶋三義君 わかりました。私あ

○参事人(小川幸雄君) 今の相馬さん
のお尋ねでございますけれども、確か
に今宮川副委員長の言ひましたよう
に、衆議院の組合は、只今出ておりま
すこの原案に對しまして、特に反對は
ないという態度であります。併しなが
ら私どもが今申述べておりますような
意見については、勿論これは十分に討
議をいたしたわけでございますが、そ
ういうふうな、私どもの意見のような
点が容れられて、よりよくなれば結構
だといふふうには言つております。従
つて私どもとしては、その点に意見の
食い違ひはないと思ひます。ただその
点のニュアンスが強いのか弱いのかとい
うことであります。

○矢嶋三義君 これは申上げるまでも
なく、衆参両院通過しなければならぬ
問題です。特にこの法律案は、衆議院
の議員諸君の賛成であつて、衆議院先
議で來てゐるわけですから、今後もち
うことはあるでしょうが、やはり一つ
の、あなたがたにとつては、非常に大
きな法律案だし、これをよりよく成立
させようと思へば、水も漏らさぬ衆参
両議員組合の緊密なる行動の上でなけ
れば、なか／＼違ひかねると思ひます
が、そこで我々は今承つた点につき
まして、今後御協力、少しでも皆さん
がたの主張の正しい分は、是非とも取
上げて行きたいと、こういうふうな考
えののですが、私愚問のようですけれ
ども、今ここに提示された国会職員法
等の一部を改正する法律案、この中で
是非でも、当面これはどうして困
るといふようなところがありまして
ら、最小限度に一つ指摘してもらいた
いと思ひます。

○参事人(宮川近雄君) 私が先ほど申
上げました具体的な事項でございます
が、この任用の基準を明確にするとい
うことは、国家公務員法の任用の根本
基準といふところがございまして、あ
れに相当するものがあれば結構である
といふような考え方でございませう。そ
れから二の、これは審査請求権の確保
といふことでございまして、これは解
釈を確定して頂きたい。こういう意味
でございます。それから勤務条件につ
いて、労働基準法の精神を尊重するとい
ふことと、この法文の書き方は、非
常にむづかしいのでありますが、要す
るに運用でも、とにかく基準法の精神
を尊重するといふような規定をして頂
ければいいわけでありませう。あとは、
○矢嶋三義君 わかりました。私あ

上げておることは、法律の建前として
のことを申上げておるわけでありま
す。

○矢嶋三義君 さつき菊川君からも質
問がありました、十分この点につい
ては御検討願いたいと思うのですが、
国会は御承知のように、各政党政治の
政治的に相争う場でございます、そ
こに勤めておる国会議員のあり方とい
うものは、どこまでも私は国会議員と
しての職務時間中は、飽くまでも中
立性というものを堅持されなければな
らない。そういうことを考えますと、
やはり情実人事とか推薦人事というも
のが、強力に進められて行つたような
場合には、思わしくない事態が起つて
来ると思うのです。それを排除するとい
うことは一つの方法として十分検討
しなければならぬ。そういう場合に
に、菊川君からテストという方法があ
るということも提示されたわけですが
が、それらに對しても、十分な御研究
を私はもつと期待したいと思うの
ですが、それはその程度にいたしてお
いて、次にお尋ねいたしたいことは、
さつき相馬君から採用の時期によるア
ンバランスということを申上げました
が、私は国会にあつて、ひそかに眺め
て見ますのに、国会議員をここに定
義しておりますが、この国会議員の採
用の時期によるアンバランスも確かに
あるということをお承つておりますが、
職場によるいわば職種、それによるア
ンバランスというものは、皆様が見
るほうでは別にお認めになつていらつし
やいませんか。その点お伺い
したいと思ひます。

間にアンバランスがあるかどうかとい
うことは、これは非常に判断がむずか
しい問題であります。併しながら現在
において、若干そういうふうな不満が
出ているというところは事実でありま
す。従ひまして私どももいたしまして
は、先ほど昇給昇格、初任給等の基準を
早くはつきりしてもらいたいというこ
とを要望として申上げたわけでありま
すが、その「等」という字の入つてお
る意味は、各職種による格付けと申し
ますか、そういうふうなものについて
も、現在のが必ずしも妥当でないか
ら、そういう点を再検討して、最も国
会議員の実情に合つたような、そうい
う格付けをやつてほしいというふうな
ことも、当局にしばしば申上げておる
のであります。これに對しまして当局
のほうでは、人事院の一般職に適用
されるような給與準則というものをや
がてできるのだから、それまで待つて
はどうか。そのときになつて、十分そ
ういうふうにするというように、いつ
も我々に、当局は言つておられるわけ
であります。私ももしましては、
成るべくならばその前にでも、早くそ
ういうことをはつきりさしてくれとい
うことを申上げておるというのを申
上げれば、大体私どもの気持はおわか
りになるのではないかと思います。

○矢嶋三義君 最後に一つお伺ひいた
しますが、こういう皆さんがたの大事
な国会議員法の改正法律案を審議する
に當つては、是非承わりたいと思ひ
ますが、それは非常に優秀なものが
国会議員となられて腰を落付けて、ず
つとお年寄になるまで、續いて国会職
員として甘んじて働いて頂けるような
環境というものを作り上げなければなら
んと思ひます。どうも国会議員は馬鹿ら
しい。何かいいチャンスがあれば、他
の東京都内の本省関係に移ろうとい
うような状況下に置いておくといいこ
とですが、国会というところは、あな
たがたがさつき御発言になつた点で
も、幾多了承する点があると存じまし
が、他の本省の職員あたりと比べて
、相当に特殊性があると思ひますが、
そういう角度から、その点だけは是非
ともこうして頂かなければ、優秀な国
会議員の確保ということはできないぞ
というふうな皆さんがたの御意見なり
承わつておきたいと思ひます。

○参考人(宮川近雄君) 私どもは国会
議員という職務を以て甘んじておるわ
けでありまして、その勤務条件が、私
どもの最も理想に近い状態であるとい
うことは常に望んでおるわけでありま
すが、矢嶋先生の言われたように、国
会議員として一生を捧げたように、基
本的なものはどうなんだと言われまし
と、組合として、それはこれでござい
ますという確定したことは、まだ一通
も議論しておりませんけれども、私ど
も常に望むところと近くあれかしと
思つておることは事実でございます。こ
の法律案につきましても、私ども
が今申上げておることは、現段階、会
期も迫つておることは、いろいろ経
過もあつて、もうこれ以上いゆる原
則的なものを今更持ち出していかん
し、又法文の体裁等の細かいことにつ
いても言えない。これだけに集約して
今申上げておるわけでありまして、理
想的な国会議員法というものについて

は、私どもも一応案は作つたのであり
ますけれども、これはその詳細につい
て今詳しく申上げる段階ではないと思
ひます。資料としてということなら
ば、差上げられると思ひます。

○木村守江君 私は職員組合のかたが
たの言われることがよくわかるので
すが、何かはつきり言えないような、又
はつきり言うことができないような、
きかないような含みが非常に多いのじや
ないかと思ひますが、それとちよつ
と一言聞きますが、第三番目の勤務條
件については、労働基準法の精神を尊
重するといふことがありますが、今度
の改正法案の第四十一條第二項に「国
会議員に關しては、云々とありまし
て、議長若しくは本議長が定めた事
項」云々とあつてその「労働基準法及
びこれに基く命令の規定を準用する。」
と書いてあります。これよりもなお
適つて、こういうことではなく、もつ
と根本的に労働基準法の精神を尊重し
ろといふ意味ですか。どなたでもいい
です。

○参考人(宮川近雄君) 私たちの勤務
時間を單に規定で以て如何に規定され
まして、これは議員の皆様がたの審
議にかかることでありまして、これを
基準法通りというふうな規定したとし
ても、これは事実行えないだろうと私
どもは想像してゐるのであります。併
しこの間のように毎日十二時までやれ
と言われるならば、私どもはあれは、
あれだけいわくさんだといふこと
を言いたいわけでありまして、いろ／＼
の議事の關係でございまして、昼休み
細かいことを申しますならば、昼休み
さえ私たちがはない。そういうことは、
現に昼休みはあるように規定されてい
るわけでありまして、これでさ
えなか／＼行われていないといふこと
は、これは事実でございます。そこま
で言え、いろ／＼細かいことはあり
ますけれども、まあ精神を尊重するとい
ふことが非常に眞然としてゐるか
ら、誤解を招いてゐるかも知れませ
んけれども、人間を以てしてはできない
というふうなのが、この間のような状
態であつたと思はれるわけでありまし
て、あれはまあ特殊なことであると
われればそれでありますけれども、あ
れに近い状態は、今までにおきまして
も去年の北海道開発庁法、或いはそれ
以前におきましては定員法の改正或
いは予算などのときには、非常に連日夜
遅くなつてゐるのは、過去の経験に
對して事実、又これからの予想されるこ
とでございます。ああいう状態を、又
これからたび／＼あるといふのは困
るというので、こういうことが出て
るわけでございます。基準法通りや
つて頂きたいといふことは、ほかの一
般公務員からしても言えないわけであ
ります。要するに比較の問題になり
ますけれども、苛酷なと言ひますか。
余りにも超過労働にならないように
いふことが、ここに出て来ているわけ
でありまして、眞然とはしてゐるわけ
けれども、これは私たちの要望ござい
ます。

○木村守江君 私どもも、本當にこの
間のような状態は、これはあなたがた
だけでなくて、我々でも、もうああ
いふことはあつては困るので、あの問題
は別として、そうすると、こういうふ
うに解釈していいですか。この法文は
これでよい。こういう法文しかたが

ないだろう。併し国会職員に対しては、なおその勤務条件については、労働基準法になるべく従うようにしてもらいたいというふうに解釈していいですか。法規の改正ではなく……。

○参事人(宮川近雄君) 私たちは希望を申し上げてたわけでありますが、法案を改正して下されば結構であります。が、然らば、どういう書き方にするかというところは……今のは取消します。

○委員長(寺尾豊君) 他に御質疑は……。

○水橋藤作君 私は先ほど申し上げた通り、組合のほうの御要望は、余りにも尤であり、平凡だと思ふ。今言われたように、労働基準法の精神を尊重しろというのには、尊重しないから尊重しろと言ふのであつて、この前のおあいり苛酷な勤務をしたときに、そのときの手当がしあればこういふことが出な

くてもいい。当然やるべきことで問題はない。そういう意味において、事務当局はどういうふうにお考えおられるか、先ず事務当局のほうから私はお伺いしたい。(事務当局のほうは後述し「次に専門員も聞くでしょう」と呼ぶ者あり)これは明らかにしておいたほうがいいでしょう。議事進行として、組合のほうはおしまいでしよう。先ほど委員長は、組合のほうから一応説明を聞いてから、これをお互いに研

究しよう、というふうになつて……。

○菊川幸夫君 この問題については、今日は参考人の意見を聞いて、それに対して参考人に対する質問をする。というふうにして、法案を本当に上げるときに当局に対する質問をやる。こ

の委員会で討論会をやらせるというのではなくて、そういうふうにお進め願わないと、混乱せんようにしない。

○兼岩傳一君 ちよつと議事進行でお伺いしておきたいのですが、先ほどの他の委員の発言を聞きまして、もう少し研究をして欲しいとか言われておりますが、もう一回やることになつておりますか。それは理事会で、あとできめるのですか。ちよつとお尋ねします。それによつて私の質問の仕方にかたえがありますから。ほかの委員のかたもちよつと……言つておられますが、これ一回きりというのですか、もう一回やられるのですか。

○菊川幸夫君 その点については、今日参考人の意見を聞いて、あとで議運が最後の協議をするから、そこでもう一回聞こうということにきまれば聞かぬ。或いはもう必要ないということになれば、そうする。或いは資料を求めるといふことになれば、資料を求めるというように、委員長、議事進行を願います。

○兼岩傳一君 了解しました。そういう点が明らかになつたから了解する。そこでちよつとお尋ねしたいのは、先ほどの矢嶋君の質疑を私聞いていて、それに答えられていないように思ふ点を一つ聞きたいのですが、つまり人を採用する場合に、情実の人事が行われていると思ふるようなものが多かった。それに対して昨年一回現実に問題になつたと思つておりますが、その問題は解決したのですか。解決したればこそあなたの答弁されたような、宮川君だと思ひますが、答弁になつたと思ひますが、解決されなければ、依然として問題が残ると考えなければなら

らんです。解決しておりますか。某部或いは某課の。

○参事人(宮川近雄君) 事務が非常に微妙なところになつて参りましたが、特に……とございまして、又秘密会なり何なりならば申し上げたいと思ひます。そういうふうにして頂きたいと思ひます。

○兼岩傳一君 僕は極めて抽象的に聞いたのですから、抽象的でいいのです。私は解決していないと考えているのです。論理的にあなたの答弁を聞いて、現在あなたがそのことを言うのが非常に重大であるならば、もう一遍總會を開くなりして、役員、あなた、たの、委員長とか何とか、あなたがた自身の意見を述べるのではなくて、組合大衆の見解を我々に反映して欲しいのだ。従つてあなたがたが、それを個人的な意見として述べる或いは大衆の反映として述べたが故に、その地位を危くするといふようなことがかりそめにもあつてはならない。従つてこの問題は非常に重大であり、この数年来くすぶつていゝ問題であるので、やはりこれは若しあなたがたが役員として、秘密会なら言えるというなら、秘密会を次の機会を持つて頂くことを委員長に要求しなければならぬし、そうでなしに抽象的に答へ得るか。それとも會を開いて、もう一回これに対する態度を明らかにされるか。この人事の不明朗、派閥的なものが残存していると僕自身は考えているが、どうですか。その点で抽象的になら答へられるのか。秘密会を開いて具体的に答へられるのか。それとも總會を開いてこの質問を明快にされるのか。とに角私は明確にして頂きたいと思ひますが、どう

いう方法をとられますか。御答弁を求めます。

○参事人(小川繁雄君) 只今の御質問でありますけれども、人事と申しますものは、一遍命令が出れば、その人はその後はずつとその地位にいて、次の命令が出るまでいるわけでありまして、従つて前に私が申し上げました去年若しくはそれ以前に言つたようなことがあつた場合に、その命令の効力というものは現在も残つてゐる。従つてそういう意味では昔の人事、そういう一つの、私どもからちよつと遺憾に思ふ人事の残存というものは、現在残つておるのではありませんが、併しながら、極最近において、特に私どもの間で、あの人事はけしからぬというふうな問題になつた人事が、最近ここ数カ月といつたようなときに発生してゐたといふことは、私ども特にそういう不満は、組合の間からそういうことは聞いておられません。そういう意味で、今も残つておるかという御質問が、その何と云うか、その結果が残つておるといふことならば、結果です。若し平残つておりましたけれども、最近において、そういうものが新たに発生したとは、私ども特にそういう不満を聞いておるわけではない。そういうふうにお答へするほかにないと思ひます。

○兼岩傳一君 解決はしてないが、併しその後新たにそういうことが続々として発生してないといふことはわかりました。だとすれば、そういう問題については、やはりこれ以上お尋ねすることはあなたがた困れるから、秘密会云々という、その点はどうですか。或いはもう一度總會を開くなりして、明確に事柄を、こういう機会に事

柄を明らかにする希望を組合は持つておられますか。それとも、秘密会ならば明らかにされますか。先ほどの私のお尋ねしたことに對しては答へられますか。

○参事人(宮川近雄君) 私どもとして、積極的に秘密会を開いて云々という希望は、現在のところ持つておりません。

○兼岩傳一君 大体或る程度わかりましたから、この問題は一つ保留して、次にお尋ねしよう。

第二にお尋ねしたい点は、先ほど他の委員で問題になつて、甚だ不十分な見解だと思はれる点、それは政治的活動の制限及び政治的活動の自由という問題ですが、つまり、国会職員が中立性を保持して、国会法或いは参議院規則に従つて活動しなければならぬといふことは、論を待たないところですが、逆に言えば、それでは職員が政治的中立を守つておれば、守つて非常

に中立で、且つ公正な行動をしておれば、その職務が保障されて昇給、昇格にして身の安全が保たれるかどうかという問題、それに対しては職員組合のかたは、どういふふうか、今回提案されておる法律からいつて、自分たちは中立さえ守つておれば必ず保障されると考えておられますか。或いはそういう点は余り考えられたことがないので

○参事人(小川繁雄君) 只今の質問であります。私どもが初め基本的な意見として、政治的行為の自由といううなことを申し上げたのは、これはこういうことを皆さんに申上げるのは、大変おこがましいわけでありまして、憲法に書いてあります通り、私どもは国

の熊林御堂でございます。簡単に二、三の点について意見を申し上げます。

只今問題になつております国会職員法、これは九十二帝國議會のとき作られたものでございまして、その当時はまだ新しい憲法の下におきます公務員の制度というものは、これは樹立されていなかったものでございまして。その後公務員法がございまして、国会職員は特別職の国家公務員ということになりました。それが昭和二十三年の暮でございまして、公務員法の大改正のありますときに、一般職、丁度裁判所の職員なんかと一緒に、一般職の公務員になりました。これが昭和二十六年の十二月末日までという期限付で、一般職の公務員に編入されたわけなんです。措置がとられたかということ、これはいろいろ理由があつたことかと思つたのでありますが、その主なものは、非常に関区になつておりました日本の公務員制度というものを、新しい検討の下におきます公務員の、何と申しましようか、近代的な制度の原理とそれの慣行、こういうふうなものに作り変える訓練をするというのが、やはり大きな意味を持つたことだつたと我々は了解しております。で新しい新憲法の下で樹立しなければならぬ公務員制度の狙いとしまして、これは、これは申上げるまでもございせんが、先ほどからいろいろ問題になつております情実主義の採用、昇任というものを廃する実力主義の、メリット主義の、メリット・システムの採用、昇任におきます実力主義ということ、安心して仕事のできます身分の保障ということ、給與を法律できめると申しますか、公開した統一のある体系での給與制度を作る。まあこういうこと

であらうと思つてあります。今度出ておりますこの国会職員法を拜見いたしますと、この三つのいずれもが余り徹底して御採用になつていないやうでございまして。で本年の一月から特別職になりまして、国会職員法が国会の職員に適用になつたのでありますが、そのときには、これは期限の問題で暫定的に、どうにも仕方がないから、こういうふうなことであつたのでございまして、先ほどいろいろ組合の諸君からのお話もありましたように、この法律では採用の資格につきましていろいろ規定はございまして、昇任につきましても、先ほどいろいろ組合の諸君からのお話もありましたように、これは法律の定めは何もございせん。それから身分の保障につきましても、新しい條文が設けられておりますが、併しその不利益な処分を受けました場合の手續その他、これは法律で定めるべき筋のものが多いのではないかと。又そういう例が多分にあるのでございまして、そういうことは可なり不徹底なように見受けられます。給與の問題につきましても、これも先ほどお話をしておりましたが、内部規定と申しますか、給與規程に譲つておるのであります。そのことも果されていないのでございまして。で露骨に申上げますと、余り変つていない改正と、こういうふうなことを感ずるのでござい

ます。ただ内容的に全体を通じて、専門員に関する規定が相当従来と變つておる。どういふ点が變つておるかとお申しますと、勤務時間とか、服務とかいう勤務に関するいろいろ条件が外されておりました。専門員はそういう制限を受けないでいい。それと身分保障の規定が除外されておる。俸給につきましても、これは法律の上では明文はございせんが、従来参議院におきましては、一般職の公務員の十五級職といふことになつておりましたのでございまして、それと同様のものといふことになつておつたのであります。ところが、今回は俸給額をはつきりきめる。こういうところが變つたことの主なることと思つてあります。専門員の地位につきましても、いろいろ御配慮を願つた結果だと思つたのでありますけれども、勤務時間の制限がなくなるとか、或いは他に職務を持つことができるかといふような規定が設けられましたこと、そのことと自身が専門員の希望を叶えたといふふうにお考え願つては、これは甚だ迷惑に思ひます。我々が、我々専門員は相當の年輩でもございまして、思慮もあるもので、無責任なことではない。だからそういう規定の上の制限を加えないといふ点については、非常に感謝するのでございまして、非常に感謝するのでございまして、特權だとか何か優遇した、というふうなものではないといふことは、これは申上げられると思ひます。

最後に、これは細かくいろいろと皆さん先輩の専門員のかたがおられますから、一々申上げませんけれども、待遇の問題につきましても、参議院の専門員には、これは余り喜ぶべき制度ではないやうに存じております。まあ以上のこと、非常に簡単でございまして、けれども、一応の意見を申上げさせていただきます。

○参事人(水谷國一君) 予算委員會の調査員をいたしております水谷と申します。今までの御意見に対して全然重複を避けて、調査員の立場から一言だけ、極く重要だと思われまう点につきまして、簡単に意見を申上げたいと思ひます。

今回の国会職員法の改正によりまして、その結果として常任委員會のスタッフに非常に大きな変化が起ると私は思ふのであります。それは今専門員のかたからお話がありましたように、専門員は、この改正によりまして、勤務時間の制限であるとか、或いは服務とかの制限がなくなる。或いは兼職もできるようになる。或いは結果として、この専門員の指揮命令の下に經常的に、つまり常勤的にいわれる専門員室の仕事をやつて行く者は、これはまあ今の制度の調査員であります。無論この實際問題として今回の改正の結果、専門員の地位に實際上的非常な大きな変化が直ちに起るといふふうにはならないかも知れませんが、併しなから少くも法律の身分の上からは、今申上げましたやうな変化が當然予想されるわけでありまして。そこでこの専門員の地位がそういうふうに変化した場合、この専門員室の仕事に従来通り、或いは従来以上に円滑にやつて

行くために、調査員の任務というものが非常に大きくなつて来るということ、これは少くとも言えるのではないかと、我々はこういうふうに考へておる次第でございまして。

それで調査員というものの仕事の内容なり、或いは地位なりについて、私も申上げると、非常に一般の認識が少いので、この点をどういふ機会に特に申上げたいと思つたのですが、大体これは消極的に申しますと、最初常任委員會制度ができた場合、このスタッフは専門調査員と、それから調査主事との二本建てであつたわけでありました。これでは国会活動の増大に伴つて、到底手不足だといふことで、中間に専門員を助け、且つ事故のあるときは、その代理も勤め得られるといふやうな調査員の制度が新たに設けられ、そこで従来の専門調査員が専門員になり、それから新設の調査員、それから従来あつた調査主事、この三本建ての現在の制度になつて来たと思つてあります。

そこでこの調査員というものは、この専門員を助けて、且つときには必要があれば、専門員の代理もできるやうな地位の、能力を持つた者でなければならぬといふやうに考へられるわけですが、實際問題として、この現在調査員に當つておる者の中には、その学識、或いは経験、能力等によりまして、その他年令とか、或いは従来の社会的経歴といふやうな点から見ても、十分専門員の代理を勤め得、これについて行けるという者が非常に多いわけでありまして。ところが現在の制度におきましては、この調査員の地

位というものが非常に悪いのであります。それは調査員というものは、現在十二級までしか行けない、十二級で頭打ちになるわけでありまして、これは如何に過去の経歴、或いは能力がどういふふうであらうかを問わず、少くとも調査員である限り、十二級以上は行けないというふうな制度でありまして、ここに從來からも専門員と調査員との間にこういふふうな待遇上の非常な断層がありました。このことが、直接間接委任委員会の調査スタッフの運営、或いは活動の上に、直接間接非常に好ましくない影響を私は與えておつたのじやないかと思つております。

以上であります。

○委員長(寺尾豊君) 只今の意見に対して御質問がございましたら……。

これが今回のこの国会議員法の改正によつて、専門員の指揮命令の下に、經常的に、常勤的に責任を持つてやらなければならぬ地位に調査員が立つということになりました。この從來の制度というものは不当に悪いと申さなければならぬと思つて、このことは單にたまたまその調査員である者の一身上の待遇の問題として非常に困つていうことだけではない、やはり仕事の性質上、調査員というものが常任委員会の調査活動の中核的な役割を占めるという意味から、この常任委員会全体の活動に非常な影響を、關係を持つておるといふふうに考えられますので、この今回の改正の機会に、その裏付けとして、或いは給與規程、或いは實際の運用の上におきまして、この調査員の地位を確立し、これによつて常任委員会の活動を十分に円滑ならしめるといふことが特に必要なのじやないかといふふうに、調査員としては考へるわけでありまして、

きましては、問題はないかと思ひます。ただそれと表裏一体の關係に立つ給與規程であるとか、實際の運用の面で、今私が申し上げましたような点を、十分考へ下されることを切望してやまない次第であります。

それから第三点は、先ほど組合のかたへ、と同僚菊川委員との間に政治的活動の問題について、デリケートな質疑が行われましたが、この問題に關しては、私は職員組合の代表者の諸君の答弁も、あの限りにおいては了承しますが、専門員の場合には、私は全然別であらうと思ふ。即ち私の考えとしては、政府は行政機関である官吏を以つて、政府委員を以つて議會においても、答弁その他等をなさつておる。参議院というものは、當然立法院ではありますけれども、現に行われて行政というもののについての批判機關でなくちやならぬ。そういうことに相成つて来れば、當然時の政府を批判し、政党的政策をも批判する自由があなたたちに與えられることが来る。そういう批判をしても、而もなお、あなたたちの身分というものが嚴肅に守られることが私は必要であり、それなしには参議院の權威は高まらないのではないかと。こういうふうにも考へておる。別な全然反対な意見の皆さんもあらうと思ふのですけれども、私は現実から推して、各常任委員会の中の専門員室といふものが、そういうふうな權威あるものにするためには、私は言葉を換へて言へば、政治的な自由といふものが與えられ、而も身分が確保されていなくちやならないのではないかと。専門員

や調査員においては、こういうふうには、まあ私自身は考へておるのであります。が、これら政治活動の自由の限界、並びにこれに対するあなたたちの所見といふものが總括的にまとまつておるとするならば、この際お聞かせ願ひたいと思ふ。

以上三點についてお尋ねします。

○参考人(藤部巖君) 只今相馬先生の御質問でございますが、先ず第一点の今回の原案におきまして、専門員の職務上の諸制限が外されましたこと等が非常な優遇にはならないで、却つて専門員としては困つたことになりはしないかといふお説でございます。その中で、実は私もそのことを最も痛切に感じますので、この機会に、その点についての私の意見を申し上げたいと思ひます。

その上に、二番目の問題は、専門員室において實際のお仕事をやらせて、専門員というものがお二人いて併立しておる。そういう具体的な事実、或いは又あなたたちと一緒に仕事をさせている調査員が、十二級を以て頭打ちになつておる。この一つの現実においても明らかであります。この一つに、専門員室において働いている職員は袋小路の中であつておる。別な表現をするならば、他の本省官庁であるとか、或いは又国会の中においても、事務局等に働いている人たちに比べて、先を考へると憂鬱にならざるを得ないような立場に置かれておると推測される点もあ

それによつて、今この改正の機会に、その裏付けとして、或いは給與規程、或いは實際の運用の上におきまして、この調査員の地位を確立し、これによつて常任委員会の活動を十分に円滑ならしめるといふことが特に必要なのじやないかといふふうに、調査員としては考へるわけでありまして、

それによつて、今この改正の機会に、その裏付けとして、或いは給與規程、或いは實際の運用の上におきまして、この調査員の地位を確立し、これによつて常任委員会の活動を十分に円滑ならしめるといふことが特に必要なのじやないかといふふうに、調査員としては考へるわけでありまして、

それによつて、今この改正の機会に、その裏付けとして、或いは給與規程、或いは實際の運用の上におきまして、この調査員の地位を確立し、これによつて常任委員会の活動を十分に円滑ならしめるといふことが特に必要なのじやないかといふふうに、調査員としては考へるわけでありまして、

それによつて、今この改正の機会に、その裏付けとして、或いは給與規程、或いは實際の運用の上におきまして、この調査員の地位を確立し、これによつて常任委員会の活動を十分に円滑ならしめるといふことが特に必要なのじやないかといふふうに、調査員としては考へるわけでありまして、

それによつて、今この改正の機会に、その裏付けとして、或いは給與規程、或いは實際の運用の上におきまして、この調査員の地位を確立し、これによつて常任委員会の活動を十分に円滑ならしめるといふことが特に必要なのじやないかといふふうに、調査員としては考へるわけでありまして、

悪うございますが、近頃は内職でもやつておるのではないかと、いふに思われる虞れがあるということは、これは当然言ひ得ることだろうと思つております。従ひまして、先ほども申上げましたように、専門員といたしましては、少し地位の向上、地位の向上とそれに従ひまして有能な人材が、どう／＼専門員を希望して入つて来られるといふことを期待いたしました、お願いや特別職的の扱いといふことが、そういふふうによつて曲げられて御採用になつたのであります、こゝういふ形で今の制限を外して頂いても、有難いことはちつともありません。と同時に、今申上げましたように、非常な危険な状態がそこに招来される。同時に只今調査員の代表からもお話がちよつとありましたが、何つておりまして非常に私の耳に強く響いたのでございしますが、専門員がそういうふうな状態になりますと、調査員の地位が極めて微妙な地位になつて来る。といふことは、今私が申上げました如く、私に直ちにそういふふうによつて来たのであります。これは先ほども申上げましたように、こゝういふような中途半端な外しかたは、恐らく専門員会の諸君の意見を求めましても、何人も欲してないのではないかと、こゝういふふうによつております。従ひまして、私どもといたしましては、飽くまでこの諸制限を外されましても、従来以上に、専任、専心以て職に当るといふ決心で我々は行かなければならんと考えておる次第でございます。

続いて専門員が並立していることによつて、何か工合が悪いことがありはしないか。これも大変デリケートな点

でございまして、私がここでこれに對して御答弁申上げることはいささかどうかと思いますが、こういう席でございますから、忌憚なく、これは私の私見を申させて頂きますと、確かにその嫌いはあるのでございます。私は個人といたしまして、長い間行政官をいたしておりました。官庁の組織というもののの中に長く坐つて仕事をして來ておるのでございますが、只今の専門員室と申しますか、専門員、調査員、調査主事の、あの三種の職員があそこで仕事しておるわけでございますが、これは法文を見ますと、一番上は常任委員長が指揮監督をなさいまして、それから次々と、その階級に従つて指揮監督をして行くことになつておるのでございますが、只今相馬先生のお話にございましたように、専門員が二人ございまして、それが並立しております關係上、その指揮の統一を欠いておるのが現状ではないかと私は想像するのでございます。従いまして仕事に對する責任の所在、或いは次の問題にも關連して來るのでございますが、私どもの行政官庁における経験といたしましては、大體上司は部下の若い者の前途、昇進、榮進等につきましては、非常な責任を持つてこれを見るわけでございしますが、そういう点につきましては、まあ極限もなければ、まあそういう状態が、今のところは全然ないわけでございます。それで只今お話がございましたように、私もいつも、私どもは一応役人としての半生をもう終つて來た者でございしますから、まあよろしゅうございしますけれども、折角一生懸命働いておられます若い職員や調査主事のかた々の前途につきまし

て、これは一体誰が面倒を見るのでありまじょうか。希望もなければ張り合ひもない、と申しては、甚だ失礼でございますが、そういう点について、いささか平素から心配しておたのでございませう。大変いい質問を頂きましたので、この機会にお答え申上げるのであります。どうかこの専門員制度を改正して頂くという御趣旨でございますれば、これらの点も引つくるめまして、もつと働きやすい、そして責任の所在もはつきりした指揮監督もする。怠けておつたら叱りもするが、同時に又その将来の面倒についても、責任を持つて見るようなこともできるような制度にしなければ、人材も集まらないでありますし、又一日の仕事の成績が上らないだろう。従つて議員さん皆様かたの御期待にも副い得なくなるのじやないかというふうに私は心配しておるわけでございます。

第三の政治的活動の問題、これは非常にむずかしい問題でございまして、私が一人でここでお答えしてはどうかと思えますから、いささか相談をいたしました上で、別な者からお答えをさせていただきます。

○相馬勅治君　只今の第三の問題については、慎重を期して御答弁下さるということで、その通りで結構でございますが、念を押しておきたいことは、只今の磯部さんのお話の第一の問題で、即ち二十四條の二によつて、あなただちの「勤務時間、居住地、制服その他服務上必要な事項」というもののものについて定められたものから外され、適用から除外される。こういうことは、適用から除外されるならば、その身分の面においても、まあ一つの例と

して議長任命というようなことが当然先行されなくちやならないわけだ。こう考えていたという今のお話で、お話はわかりましたが、念を押したい点は、そこで現にこういう法律が審議されて、いるこの過程においては、その議長任命というようなことを是非実現してくれというほうにウェイトがあるのか。いろいろな状況上、それともかなり困難だと思つから、そんならむしろ今まで通りにそつとしておいてくれというのか。どちらと了解したらよろしいのですか。

○参考人(磯部鯨君) お答えいたします。今のお話の後者でございます。

○兼岩傳一君 関連して……。今の議長任命が主体ではなくて、そして諸制限を外された結果数千円云々と言われましたが、地域給とか家族手当とか、超過勤務というものはどうなるので、一体どのくらい皆さんがこれによつて下るのですか。若し量的にもちよつと附加えておいて頂ければ附加えておいて頂きたいと思ひます。

○参考人(勝矢和三君) 私、郵政委員会の勝矢と申します。し今の御質問にお答え申し上げます。只今専門員が四十名参議院におけるわけでございます。そのうち三名が十五の三、現在御承知のように、一応国会職員の法律の枠の中にあるわけでございますけれども、給與につきましては、例の一般職の給與に関する法律、あの適用を受けておりまして、十五の二というのと、十五の三というの適用をまあ受けておるわけでございますが、十五の三の適用を受けておる者が三名おります。残り三十七名が十五の二、この十五の二というのが、いわゆる各省次官の給與でござ

さいます。それでこの本俸は四万一千二百円に十五の二がなつております。それから十五の三のほうは四万五千五百円になつております。十五の二のほうから御説明申上げますが、家族俵に三人といたしまして、家族手当が千六百円になるわけでございます。それからそれに對します勤務手当が一萬七千四百円になります。これが毎月當然もらいます。給與を受けます基本ということになるのでございますが、別に超過勤務手当というものをもらつております。これは各月或いは繁閑によつて違ふわけでありますけれども、平均大体毎月三十時間程度給與されております。これが金額にいたしまして、一応三十時間と彈きますと一萬百二十八円といふことになりまして、四俵合計いたしまして六万三千百二十八円、これが税込みの月収でございます。それから地方税、所得税、そのほか国庫納金、共済掛金などというものを全部差引きまして、手取り金額が四万二百七十七円、これが十五の二の給與の実際でございます。

それから十五の三のほうは、只今申上げましたように、本俸が四万五千五百円、それから家族手当、扶養手当、これが家族三人といたして計算いたしましたて、同じく又超勤も三十時間というように計算いたしましたて、扶養手当が千六百円、超勤が一万一千百八十六円、それから勤務地手当が一万一千七百七十五円、それを合計いたしましたて、七万六十一円ということになりまして、税金その他を差引きまして手取り実額が四万三千三百八十円、こういう、まあ見当になつております。

それで、今度この改正案の別表に出

ております専門員の給與に比べてみますと、大体今度の専門員の給與は、二本建になつております。多いほうは四万七千円、少いほうが三万九千円、こうであります。この四万七千円には、別に勤務地手当がつくわけでございます。それで四万七千円が勤務地手当を入れますと、五万八千七百五十円ということになるわけであります。そういたしますと、只今の十五の二に比べてみますと、差引四千八百七十八円の減ということに、一応数字として出ておるわけでございます。十五の三のほうでは一万二千三百十一円減俸になるといふ結果になつております。尤も、税を引きますればもう少し少くなりますけれども、一応税込みの減収はそういう数字になつております。

○兼岩傳一君 手取りのあれは言えないのですか、手取りの減収だけ聞かして下さい。

○参考人(勝矢和三君) 手取りの減収が十五の二が二千六百七十二円、それから十五の三が六千七百七十一円。

○兼岩傳一君 議長任命の問題は。

○参考人(勝矢和三君) では私続けてお話をさせて頂きたいと思ひます。最初我々のほうで、実はさつきも、いろいろお話し申し上げたように、専門員制度の改革についていろいろ研究いたしましたのであります。先ず占領下におきましてはいろいろな制約もあつて、十分に国会においても御活躍ができなかつたわけであります。やがて独立になれば、国会の活動も非常に頻繁になり、且つ又いろいろな仕事をすることになります。そうすると、我々専門員望の補助的活動をする立場にある者も、大いにその制度も充実して、最も

能率的に活動をしなければならぬ。それがためには、どういふように今の制度を考え、又我々の活動をどういふうなかつたところにおいたほうがいいかといううな考え方である。案を練りました。大体三つぐらいの案に分けてまして、要請的な申し入れと申しますか、話し合いをさせていただいております。

その第一が、いわゆる議長の任命にしてみたい。今日は御承知のように、事務総長の任命ということになつております。但し任命を自身は、御承知のように条件が付いております。常任委員長の申し出によつて、議長の同意を得て、而も議長の承認を得て任命する。こういうような形になつております。同じように議長の承認を得て、委員長の申し出によつて、そうして議長において承認してもらう。かようにして専門員の制度上の地位というものと並びに社会上の地位というものを上げて頂くということにして頂ければ、我々の活動も又非常に朗かな、誇りをもちつつ仕事ができるというように考へております。これを第一の主眼点といたしまして、そうならば、従つて身分の保障もして頂けるであらう。又職務についても、ほかの特別職のかたがたと同じような、特別の制限もなくなるであらうといううなことも、附随的な、一必要事項として列挙して話し合いを進めておつたわけであります。

それからもう一つは、給與を少くとも只今申し上げましたような数字より下らんようにして頂きたい。こういううな申し入れをいたしましたわけでありま

な意見もございまして、アメリカあたりでは議長の任命ではなくて、専門員は常任委員長の任命ということになつておる。だからむしろ常任委員会法というものを作つて、そうして常任委員長が任命するという建前がいいじやないかといううな話も出又そういう方向にも事務当局のほうで御研究願つたのであります。が、やはり衆議院の関係もあつたりして、又それに、そういういたしますれば新らしい、全く新しい立法をしなければならぬといううなことで、忙がしい、間に合はんといううなことであります。又事務局のほうの改正とか乃至は国会法の改正とか、非常に多数の法律改正の手続きも履まなければならぬ。従つて忙しい。間に合はんし、なお且つ今日常任委員長の任命という一本のアメリカそのものの制度を日本に持つて来ることがいいか悪いのかということについても、多少研究の余地があるのではないかと、うなことで、一応見送りになつたのである。それはそれとして止むを得んと申すのであります。少なくとも我々の第一番に要望いたしました議長任命という趣旨は、一つ是非このままにやつて頂きたい。かようにこれはひとり私個人の希望であるのみならず、専門員全体の希望であると思ひます。

これが又只今相馬先生のお話のように、そういうことになればあれじやないか、身分も分限も、或いは保障も條件がはずれる、又懲戒の規定もないが、そのかわり職務についても無制限になるといふことになると、常任委員会の専門員室における執務ということが乱雑にならないか。又或いは政治活動の制限がとれたがために、却つて自

分達の身分上安心して仕事ができないという結果になりませんかといううな御懸念も出ると思ひますが、そういうことは我々の実は一応の希望として強くは持つてはいなかつた問題であります。仮にそういううな結果になりましたら、只今この国会職員法に規定がありますように国会職員は、国会の事務に従事するに当り、公正不偏、誠実にその職務を盡し、以て国民全体に奉仕することを本分とする。こういう本分はやはり特別職となつた専門員についても、同様に適用されるものだと考へる。又これが専門員自身の心構えとして、当然実行すべきものと、かように思ひます。

又同様にその「国会職員は、職務の内外を問はず、その信用を失ふような行為があつてはならない」といううな規定も心構えとして当然持つべきものである、といううに考へます。これは専門員はすでに相当の年輩でもあるし、又おの／＼の相当の職歴を経たものが多くと思ひます。そういう身分と自覚と責任において、決して世間から非難を受ける或いは国会自身の活動に御迷惑をかけるような行為はしないであらう。若し万一誤まつてそういうことがあつた場合には自治的に責任をとるべき筋合ひのものであるといううに我々は心得ておるわけであります。そういううな考え方から一応特別職的な身分にして頂きたい。こういう要望をいたしましたわけです。それに附加えてもう一度申し上げますが、給與は実額を下らんように、併しこの給與の問題については、衆議院との関係において、いろいろ問題があるやうでございませう。これはいづれ皆様がたの御審議の

ときにお話があることと思ひますが、併しまあ一つ他との振合といふこともございまして、一応我々の要求、気持というものを一つ率直にとりになつて頂きて、できるだけその実現方に御配慮願へますならば、非常に仕合せに存する次第でございませう。

○矢嶋三義君 熊笹御堂さんにお伺ひいたしますが、さつきあなたさまの御発言中に、待遇については参議院の専門員にはよくない。こういう御発言がございまして、裏返しにしますと、衆議院の専門員のかたは、今度の改正はこれで結構だ。こういうふうな衆議院の専門員のかたは態度をとられたのでございませうか。

○参考人(熊笹御堂君) 衆議院の専門員と参議院の専門員は、現在におきましても多少待遇の差がございまして、十四級のかたがおられます。十五級の三号のかたもおられますが、古いのかたがおられるのであります。大体平均しますと、今度の案では衆議院のほうでは現状よりもよくなるといううに我々承わつております。

○矢嶋三義君 わかりました。勝矢さんにお伺ひいたしますが、あなたさまの御発言を要約すると、次のようなこととでございませうか。即ち現在の給與を下らないようにしなすれば、諸制約をはずすところの第十六條或いは第二十四條の組織、こういう改正法律案は、このままでよい。但し任免権は議長が持つてほしい。

○参考人(勝矢和三君) さやうでございませう。

○矢嶋三義君 そうでございませうね。次にお伺ひいたしますが、これは専

門員どなた様の御答弁でも結構ですが、従来一般職であつた専門員のかたが、原則として十五級の二号、三人のかたは十五級の三号を頂いておるようですが、原則として十五級の二、同じ部屋に働いていらつしやる調査員のかたが、やはり一般職でマキシム十二級のところで抑えられて、而もすべての方が十二級でなくて、学歴とか年齢で下級のかたもいらつしやるようですが、そういう点について、従来何かお考えになつたか。實際仕事をし、いろいろ／＼私は仕事の質とか量とか責任とか、そういう点から御検討なすつたことがあられるのじやないかと思ひますが、どういふふうにお考えになつておられますか。

○参考人(勝矢和三君) 調査員の職務給與につきましては、調査員自身も非常に給與の改善については努力しております。これはまあ事務局でも折衝するわけですが、又我々も、私只今は専門員でありますが、我々も全く調査員諸君の立場及び給與の事情というものを承知しておりますが、これが改善に積極的な行為をしつつ努力をいたしておるわけでありまして。お説の通り、調査員の給與は勿論一本になつておりまして、九級から十二級までという非常に広い幅を持つております。十二級になりまして、これが一応頭がつかるわけですが、例えばこの頭のかたを方を救済するといふことは、なか／＼むずかしい問題だと思つております。ただそれはその人の質、仕事の量、いろいろな條件に従つて、仮に給料が頭をつかえたから十三級にしてやるということ、そういうことではなしに、調査員は給與は例へば十三級までも行ける。

更には十四級までも行ける。こういうような考え方で道を開いたほうがいいのじやないか。こういうふうに私どもは考へておる。これは調査員諸君も恐らく御同意であると思ひます。これを一言にして申しますと、頭打ちを打開するために、こういうふうに申しますと、非常に誤解を招くし、必ずしもそれが合理的でない。ですから、もう少し給與の幅を擴げるということにして救済したらどうか。こういうふうにして私自身は考へて、そういう話を私ども事務局でも話したことがございまして。事務局自身も非常に好意を以て考へておつてくれると思ひます。ただ事務局全体の振合で一応常任委員会の職員も事務局の職員という事になつております関係上、専門員は只今一応の線がきまつておるのでございまして、やりいければ、調査員は只今申しましたように非常に階段が多いから、こうなりまして、事務局の職員諸君との間の均衡といふことも考へなければならぬといふのは止むを得んことだと思ひます。それで事務局の職員のかたも、十三級の人もあられるわけでありまして、これは級別定員と申しますので、十三級の人とかございまして、これが一ぱいになると頭打ちになる。ほかの者はなれんといふことがございまして。そういう級別定員の幅があるが、或いはその他の手続によつて道が開かれることと私は思つております。

○矢嶋三義君 専門員のかたから、非常に立派な御見解を承つたのです。私も少しお伺ひいたしたいのです。それは事務局にお入りになつたお若いのかたは、行く／＼は事務局長になつて議長に横に坐りたいといふような

青雲の志を持つて一生懸命働きたらうと思ふ。又勵んでもらわなくちやならんと思ふ。これから少し進みますと、専門員のかたはお年をとればとるほどさびが出て、いよ／＼私はよくなると思ふ。そうなる、このかたがやめにならん限りは、如何に優秀な調査員としても十二級止まりで上には行けないといふのは、結局僕は調査員の年限の来て優秀なる人は足を洗つて行かざるを得なくなるのじやないか。この点調査員のかたからお伺ひいたしたい。どう思ふのですけれども、調査員が十二級から学歴、経歴、職歴、そういう点から十三級、十四級となる。幸いにして専門員で勇退したかたがあつたら、専門員に進んで、そういう特別職になる。こういう形は私は望まじき形ではないか。

こう思ふのですが、お伺ひいたしたいのは、水谷さんにお伺ひいたしたいのですが、今のままで調査員のかたは、どういふふうな気持ちでおられるか。曾て私が今申上げたやうな原因で、調査員という職の足を洗つたやうなかたがないかといふ、一般的な傾向、それとこの専門員のかたが、特別職になつて常勤でなくなる。そういう場合に、常勤者としての調査員の責任という点をさつき私は煩悶したわけがございまして、そこで今度は専門員のかたにお伺ひするのでございまして、議長が任命権を持つてこの特別職になつた場合に、勤務時間については全くの制約がなくならぬわけですが、そうなりますと、さらばといつて仕事に關しては、やはり専門員のかたが責任がございしますね。そうなる、常任委員会の職責を果して行くに當つては、やはり

調査員のかたが常勤としてがつちり固めて頂かなければならない。そうなる、やはり何らか専門員のかたとして、調査員のかたに要望があるのじやないかと存じますが、その点専門員のかたはどういふふうにお考えになつておりますか。先ず水谷さんのほうから。

○参考人(水谷國一君) 先ほど矢嶋委員からお話もあつたのですが、一休国会職員は安んじて、つまり一生の仕事として、働いた仕事に取組んで行くといふことができておるかどうかという御質問もあつたのですが、この点は調査員につきましては、非常に全体が今の制度の下では安心して一生やるという気持は持つていないと思ひます。というのは、これは私入つてから僅かに二年半ばかりで、それ以前の経験はないわけですが、私が入りましてから二年半の間、調査員の間で一番大きな問題であつたのは、この処遇の問題であります。つまり今のところは若い調査員も多いです、現に頭打ちになつておるのも二、三名ありますが、大部分が若い調査員でありますので、全体の直接の問題にはなつていないわけですが、それにしてもやはり調査員の地位が先ほど申し上げましたやうに、如何に能力があろうと給與について手詰りだといふことのために、殆んど前途の希望がないといふことのために非常にくさつた心理にあると思ひます。それで従来調査員としましては、この点の改正につきましては、専門員の会を通じ且つ又我々自身の会で、事務局にお願ひをしておるのですが、その具体的な要望は、この調査員の給與の枠を専門員に連結するやうに十四級まで擴げる。これが我々の今までの具体的

な要望で、この問題についてははしばしばお願ひしておるわけでありまして、ですから調査員全体としまして、この問題については、非常に制度の改善の必要を考へており、且つその改善の実現の一日も早からんことを非常に希望しておるが実情でございます。

○参考人(磯部慶君) 私からお答えさせていただきますが、只今矢嶋先生は、あなた方が非常勤になつた場合はどういふふうにおつしやいますのですか、私ども服務の條件がはずされまして、非常勤とは思つておりません。又先ほど私申し上げましたやうに、非常勤扱いされるようになりますことを申しますのは、先ほど申し上げましたやうに、事務局局長並びに法制局長、図書館長のこの御三人は、今お話のような議長任命の、而して身分保障のない、服務の制限のないかたでございまして、これは最高の地位におられる。従いまして、そういうふうな制限は全然ございせんけれども、必ず常勤しておられまして、非常勤、そういう制限のある人以上に嚴格に服務をなさいます、すべての責任を一身に負うておられるかたである。

状を下らないということが、勿論その場合は前提となるのみならず、そういふうな、国会で最高の扱いを受けておられる事務局長や法制局長なんかと同等の扱いをして頂きたいということの裏には、更に優遇もして頂けるのではないかという含みもあつたわけであります。そういうふうになれば、一層勤務態度はつきりさして、常勤するといふつもりでございしますから、先ほどの矢嶋先生の御質問は、専門員が非常勤になつた際に、調査員にもう少し依存しなければならぬのではないかと、いふに私承つたのでございします。勿論専門員といひましては、調査員以下の有能な人たちに十分仕事をしてもらうことに平素から期待もいたし、その点については従来と何ら変りはないと思つてございします。但し先ほど私御質問にお答えいたしましたとき申し上げましたように、事務処遇の上において、些か現在においてはやはりにくい点或いは責任を負うとかいふ点については、少しまだ不徹底な点がある。従ひまして常任委員会の制度をもう少し根本的に御研究頂いて、十分に専門員以下が腕を揮えるようにして頂くことが望ましい。こういうふうにして上げたわけであります。従ひまして現在この法律が仮に通りますと、差当りすぐに現在よりも調査員の比重を重くして頂かなければならぬといふふうには私も考えません。それから引續いて調査員の待遇向上についてどう考えるかという御質問でございします。これも先ほど矢嶋専門員からお答えしたかと思ひますが、調査員のほうからはあくまで十四級まで枠を擡げてもらいたいという強烈な

御要求もございましたし、又私もその御要求は御尤もでもあり、又望ましいことであると思つて、常に私もその御要求にこれ事務局長のほうにお願い申し上げているわけであります。いろ／＼な点で今日まで実現を見てないことは残念に思つてゐるわけでございますが、ただそこまで私も申上げる必要はあるまいかわかりませんが、この調査員の皆さんが、ここで長く御研究なさいますと、専門員におなりになるかどうかという問題でございします。国会法により専門員は、学識経験ある者といふのが専門員のあれになつております。学識のほうはともかく、経験といふことになりますと、ややもすればやはり外部からの、前に次官をやつた者であるとか或いは大使の経験のある者といふ人たちをお探りになるといふことがやはり予想されし、又起り得るのではないかと。従ひましてむしろ下から上れる者もあつてもいいと思ひますが、同時に先ほど私が申しましたように、常任委員会の制度をもつと確立をいたしました。司法官庁その他のほうと活潑にするに、むしろ同時に、調査員、調査主事諸君も、又いろ／＼経験を積むことができるようになつておられます。そうなることも非常に面白い方法ではないかと考えてゐるわけでございます。

○矢嶋三義君 今の御答弁に、一点重ねて質したいのでございしますが、と申しますのは、勤務態度をよりよくしたいといふ、そのお気持ちよくわかりたいです。で常勤態度をどこまでもやります。非常勤といふことは全然考えていない。こういう御発言でございします。この点についてもう一遍尋ねさせていただきます。そう申しましたのには、アメリカへ私行つたことがないのだから、アメリカの国会は、常任委員会制度といふものが非常に充実している。そうして常任委員長といふものは非常に権威があり、日本のようにくる／＼変らない。而もその専門員の任免権を持つて監督指導してゐるというところに、アメリカの常任委員会制度が活きて行つてゐるのじやないか。ところが日本の場合はいろ／＼政党内閣で常任委員長はしつちゅう変わる。失礼かも知れませんが、必ずしも最も適材でないような場合も出て来るのではないかと。そうして専門員の任免権は、事務局長が持つておりながら、監督権は事務局長に直接なくして、常任委員長が持つてゐるというやうなところに、この常任委員会を、而も専門員を中核に、十分動かすところ、日本の国会の盲点があるのではないかと。私はそう考へてゐるのですが、そこで、ここで二十四條なり或いは十六條で、ともかくも勤務時間あたりについての制約が、専門員のかた／＼に、形式的にとにかくとれるといふことは、これは仮に議長が任免権者になつて監督権を持つ場合に、とにかく形の上ではとれてゐるわけですから、そうすると、あなたがたの常勤態度を確立するとか、勤務態度を確立するといふお気持はさることながら、形の上ではやはり私は、少くとも例え午後五時頃までは誰か専門委員会におつて、或いは議院の外部からお客が来るかも知れない。その間は結局調査員のかたが

責任を持つてやつて頂かなければならぬし、又専門員のかたとしては、そういうふうな調査員のかたを指導しなければならぬ立場に實際私はなつて来るのじやないか。そうなるやうに調査員のかたには相当責任も重くなるであらうし、従つて仕事の量といふ面においてもやはり今の調査員よりかはかつて来るのではないかと。そういうやうな私は気がしてならぬのですが、如何でしようか。

○参考人(総務局長) 重ねての御質問でございします。私としては、先ほど申し上げました答弁を繰返すことになるのでございします。事務局長におかれましても、又法制局長におかれましても、非常勤といふ言葉はお使いにもならないでしようし、又事実非常勤していらつしやるわけでありま。で仮に専門員が今度同じ待遇、同じやうな勤務制限をはずされましても、それと全く同じ考えを持ち、まあ今日までと違はない気持ちで勤務しなければならぬといふことを私は申し上げたのでございします。勿論現在までの勤務がございまして、御批評も洩れ承つておられますので、その点については、決していいとは私もここで申しかねるのでございします。今後は更に一層只今お話をございしましたように、調査員の諸君、調査主事の諸君を奮励しまして、その協力を得て、いやくも時間中に人がいなくなつたといふやうなことのないうちに私は努力したいと思つてございします。御了承頂けましようか。

○菊川孝夫君 私時間がございせんから、簡単に要点をお尋ねしたいのですが、専門員の制度につきましては、まだ日本としては、日本の国会がまだ

十分にこれをより活用し切らんとところもあるし、専門員のほうでも、どうもなんだか、政府と国会との中間存在みたいな考えを持つておる人もあつて、私常任委員会を二、三回二年のうちに變つて歩きましたが、或る委員会に参りますと、本場に専門員の人、専門の法案が出て来ると調査して、そうして、こゝろいふやうな、こゝろ法律の重要点だと言つて、一応説明するところがある一方、或る委員会に参りますと、政府の出して来る原案を成るべく通過促進のためにやつてゐるやうな専門員も率直に言つてございします。これは一体省の出先であるかといふやうな考えを持つ。非常に我々議員が、何か専門の調査やら、これについての意見、そういうものを聞きましても、一向相手にしないといふやうなところも率直に言つてございします。従つて今日はいいい話を大分聞いたのであります。が、併し強めなければならぬ面もあらうと思ひますが、専門員の皆さんが、これは一体どういふ、余り専門員といふのは、何をやるかといふこと、はつきり出しておらないように思ひます。従つてこの法案は、参議院としてどこが一番大事な点で、これはどういふ問題で、どういふやうになつてゐるのかといふやうな点を或る程度やられるのであるか。それとも議員の言う通りに動かれるものであるか。一体専門員といふものをどういふやうに把握しておられるかといふことを、一通この際に、皆さんに簡単によろしゅうございします。伺いたい。

常任委員会によつては非常な差がございします。この点が率直に申しましてございします。ので、皆さんがた相当行政

部門における重要なポストでやらねばならぬ、そこで経験を積んでおいて、つたのですが、この経験を活かすに、ならなければならぬと思うのです。が、どうも活かされていらないように思ふのですが、抽象的でもいいですが、はつきりしておく必要があるから、若し折があつたら私も率直に聞きたいと思つてゐたのです。

それから議長長の任命については、私もそういうことはいいだろうと、私の意見としては言うのですが、今でも実際に、大体委員長から推薦して参りまして、これが議院運営委員会にかかりまして、形式は事務局長の任命になつてゐるかも知れませんが、政府が任命する。諸般の委員、即ち鉄道建設審議会の委員とか、いろいろ委員がございまして、例えば、この間の全権委員の任命と同じような工合に議院運営委員会でも相当論議をしまして、それから履歴書も付けて来て、それを各会派が検討されて、賛成するものか、いかを決定して任命してゐるのです。が、実際上はそうなつてゐるのです。が、これは法文の上では事務局長任命という事になつてゐるかも知れませんが、実際に私は今までは議長長の任命になつてゐると思ひますが、この点もやはり御検討を一つやつてもらふなければならぬという点から、私はそういう点も大いに考慮しなければならぬと思ふのですが、現在の運営の面において、この議長長の任命というものは、私は活かされてゐるのではないかと、今までは、まああなたがたのほうで、今まではそういう、議長任命でないために不都合があるというやうな、具體的な何かがあつたら、率直にあなた

のほうから一つお聞かせ願ひたい、かように考えまして、この二点だけお尋ねしておきます。

○参考人(武井壽綱君) 大分時間も経ちまして、長く申し上げるのはどうかと思ひますが、専門員制度は如何にあるべきかというお尋ねにつきましては、最初相馬先生からも言われたことであるが、最も経験の浅い私が申し上げるのも一つの御参考になるかと存じまして、率直に申し上げてみたいと思ひます。

専門員制度がアメリカの議会から輸入されたことは申すまでもございませう。聞くところによりますと、相当あちらの委員会では専門員を活用してゐるということも間違ひのないことと存じております。若干イギリスのこととは存じておりますけれども、アメリカは、これはその程度しか申し上げられませんが、私が昨年一月、専門員を拜命いたしました、いろいろと考へたり、いろいろな場面によつたものであります。が、常に専門員制度がございまして、よろしいであろうかという考へは失われなかつたのであります。殊に専門員というものは、国会法にも特に規定してある通り、議員にあらざる学識経験者という事で、これを専門員というやうに法律にまで書いてあつて、待遇も次官、大臣級の待遇を受けてゐるというので、実際はそうではあります。が、さういふ触れ込みであります。さて入つて見ると、果してその名目通りであるが、実際にさういふ働きをされてゐるかという事になります。と、幾多の疑問がございまして、尤もこれは、常任委員会制度そのものにも関係することでありまして、これを無

視して、専門員だけをどうこうするわけには参りませんけれども、専門員だけに就いて考へて見ても、法律の示すごとく、学識経験ある者を任用し、その学識経験を活かすやうな運用でありたいということが、大まかに申せば申せるわけでありまして、

先ほど相馬先生からもお話が出ましたが、各委員会に二人ずつ専門員を置くことが果していいかどうか、これ又問題であります。それから専門員という規定を、もつと数を少くともまとめておつて、随時必要に応じて動くというやうなことも、又部局を分けてやるという事とも一つかと思ひます。今お話をいたしましたように、少くとも各省紐付になつておつて、各省から提出した資料を伝達するとか、或いは法案促進係になるというやうなことは、その任務でないことは申すまでもないこととあります。さればと言つて、絶えず政府側に対して、けちをつけて、反対の材料を見つけて、これを以て、言葉は悪いのでありますが、議員を動かすというやうなことがあると思ひます。ば、これも専門員の域を逸脱したものと私は考へます。かように考へますと、専門員というものは、結局厳正公平に、而して自分の持つてゐる学識経験を活かして意見を述べるといふことにならうかと思ひます。その結果といふたしまして、その意見が政府の意に反する場合もあると思ひます。與党の気が食ふ場合もあると思ひます。それが野党に歓迎される場合もあると思ひます。直ちにこれを以て政治活動なりという事で国会職員法の違反だ。公務員法の違反だということ責められるのは、専門員に対して無理だ

と思ひますけれども、現状ではまさにかやうな実例があるやうでありますので、かように考へますと、専門員として、その職務に忠実なるの余りに、どうしても或る程度の意見を率直に述べる態勢に置かれて頂かなければならない。

而して一方におきましては、補助員として調査調査主事があります。それと一体になつて働かなければならぬわけでありまして、現在の専門員制度におきましては、調査調査主事に対する何らの指揮命令権があるわけでもない。指導監督ができるわけでもないであります。これはお互いの人と人、心と心の触れ合いによつて、一致して進むという以外にないのであります。若し言うことを聞かぬ人があつたという場合におきましては、これをどうすることもできない現状であります。ので、外観から見ると専門員というものは、実に、誠に無力な場合もあると思ひます。し、独善官僚的だと言われざる者もあると思ひます。かやうなことがある。

一方専門員制度というものが新らしい制度でありますために、率直に申し上げて国会の内外から、専門員というものゝの認識が正確に與えられておりません。私は冗談に申すのであります。が、常任委員会は裏長屋だと申しておるのであります。国会の裏長屋だ。すべてがさういふ取扱を受けてゐるのだという事を冗談に申すのであります。が、現在におきましては、さういふ認識と申してあえて憚りません。従つてそのことがどういふところに現れてくるかと申しますと、先ほどから勤務時間のことが出ておりますが、出勤時

間がきまつておりますから、専門員も出勤簿に印を捺さなければならぬのであります。そうしますと、直ちに国会に出ない場合もありますから、遅れますと電話でどこへ行つてゐると外庁勤務というやうな説明をしなければならぬ。そうしないと一応申開きが立たない。仕方がありませんから、若い事務員に、はんこを頂けて出た判を捺させるというやうな不合理と言ひます。偽りの生活をしなければならぬ。これは専門員として考へた場合に、時には朝遅くなることもあります。よそのほうへ出掛けることも多々あります。かやうなことを一律に普通の勤務時間と同様に慣行で縛るといふことは、これは専門員としての誇りを傷けられることにもなると思ひます。し、事実それをするとは、それは私は無理だと思ひます。さやうなことがここに勤務時間の制限、これは大きく言へば、勤務時間の制限といふことになるのでありますけれども、こやういふやうなものをもう少し自分の誇りにおいて、責任において、やらせるようにしたらいいのじやないかという事になります。が、やはり命令は誰が出すかといふと、事務局長の命令だといふことになる。又それはどこまで、総長程度の待遇を與えてくれるといふことであれば、議長が判を捺した命令をくれてもいいじやないか。なぜ出し難いのか。そうして次官級といふことを言つても、有名無実じやないか。このことはすべての側において、外部からもそれを批判されておいて、参議院の専門員だといふ名刺を出して見たところが、世間の人はさつぱりわけが

わからんというふうな状況にあることになりすので、やはり働かせる以上は、安んじて、安心して、責任を持つて、誇りを持つて働かせるようにしてくれたいという感じがしないかというのが、大抵の今日まで私の感じましたこととであります。これは他の専門員諸君の責任ではございません。私一個の感想として、これは率直に申せということとでありますので、私はその言葉に甘えて申し上げたのでありまして、言葉が障りましたならば、又御迷惑をかける点がありましたならば、御容赦を頂きたいと思ひます。

最後に、調査員との関係を一言申し上げますが、私は調査員が十二級、十三級、十四級に上ることは、結構だと思ひます。但し、若し現在の調査員、専門員というふうな職階の区別が存するといふならば、すべてが若し年限が来たならば調査員が専門員になり得るのだといふことになりすときに、専門員といふものは要らなくなるじやなからうか。同時にこの際においては、調査員に対しては、専門員に対しては、停年制といふものを考えなければ、本當の活躍はできなくなるのじやなからうかと思ひます。而して専門員といふのは、かような職でありすから、みずから待遇は、形式上なり、実質的な待遇を……今日でも、実質的に相当私はいい待遇だと思つております。それにもかからず、なお身分上の保障をくれと、こうしたことは、これは言うべきことではないと思ひますので、その意味におきまして、身分の保障といふことがとられるといふことは、これは専門員として当然だと私は思ひます。

そんなようなことで、話が出ましたのは、身分保障の撤廃とか、それから勤務時間の制限撤廃とかというふうなことを言ひましたのは、非常にその文

字だけをとりまうという影響が大きい。なぜそういう大それた考えを起すかというふうなこともありますけれども、要は、さういふ今日、心持から来ていることであるので、その気持をお汲み取り頂きまして、まあ安んじて働く。ともすれば、いわゆる年寄りの集まりで、安きを貪るというふうになつてはいかぬのでありますので、連続働けるような仕組みにお進め頂けることが、これは望ましいことではないかと思ひますので、終りに大体時間をお與へ願つたことを感謝しながら、これだけ率直に申し上げさせて頂いて、その真意をお受取り頂きたいと思ひます。

○相馬助治君 わかりました。私が政治活動の自由についての質問をしておりましたが、今の武井さんのお話でそれは盡きております。いわばそういう意味で、悩みにおかれておられるという表現で了解いたしました。従つて武井さんの答で、私の質問に対する答は全部盡されてゐるものとして私は了承します。

○委員長(寺尾豊君) 以上をもつて終了いたしましたと思ひますが。

○水橋權作君 只今は、武井さんから全く率直な話をお伺ひして、私も非常に感じたわけなんです。結論といたしまして、例を挙げて裏長屋だということをおつしやいましたが、これも或る意味において当ると思ひます。これを皆さんが御相談になつて待遇を受け、或いは條件もいろいろ出されることも、これは僕もいいと思ひますので、それを表長屋すべくで、皆さんで御相談なすつた何か案を持つておられるかどうか。これが一つ。まあ、例を

挙げますならば、法案が出たならば、これは賛否をやはり調査員なり、或いは専門員で検討してみても、やはりいい面悪い面を十分検討してみたい資料その他を法案に附けて、各委員会にお出しになるかという、例を挙げますと、さういつたようなことが、率直にやられ、或いは我々としても非常にその行為のために、我々は勉強になつたといふことが表へ現われることによつて、その裏長屋が表長屋になるように、又それに伴う待遇、或いは積極的に調査員なり、専門員の必要性を認められるという結果になると思ひます。この点につきまして、専門調査員の皆さんで、何かこれに自分の職責を、十二分に活躍するために、どうすればいいかといふことについての何か腹案があらになるかどうか。それに伴う費用が要するならば、これに對してどういふふうにするれば、この表長屋になるというふうな案をお持ちになつておられるかどうか。

○参考人(武井耕嗣君) 只今のお尋ねは、極めて重要なことでありまして、これが腹案でございますといふことを申し上げるまでの域に達しておりませ

ん。併しながら、今お話になりましたような点につきましては、お尋ねの通りだと思ひます。私も及ばずながら、乏しきを以てこの任を受けておる限りにおきましては、出い法案に対して意見を述べ、又これは委員長及び委員のかたから求められないでも、こちらが意見を、かような点に問題が存するといふような点は述べ、それから又口頭で述べ、或いは印刷物にして述べるといふことが必要でありま

す。勿論これは、取捨選択はこれは御自由でありますけれども、又求められずに意見を述べるばかりでなしに、求められて率直に述べる。この意見が、自分の思つた通りに良心に恥じないような意見が出されるような状況にあることが望ましいと思つております。

〔その通り〕と呼ぶ者あり。これが専門員なり、調査員にできないならば、これは無論調査員、専門員の職責であるべきだと思ひますが、ところがその専門員にできないとするならば、これはいさぎよくその職を去るべきだと私は思ひます。〔その通り〕と呼ぶ者あり。而してさういふことを考えて見ます場合に、尤もこれは、私だけの狭い経験でありますので、ほかの幾つかの常任委員会等の様子を詳しく存じておりませんので、或いはそのことがほかの専門員の諸君の考えと反するところもないとは言へませんけれども、私はさういふことを恐らくどの専門員も同様と考えておることと存じております。それ故に、いろいろと時折、座談のお話に出ます場合も、こ

ういふようにしてくれろといふことを、専門員が言うことはおかしいじやないかといふことが出ておりますことは、そこから出て来るのだと私は思ひます。ただ問題は、それ故にその意見に對して、その意見の枝葉末節に捉われて、あれは御用番頭だ。あれは反対党だ。かれこれ評価されることは、これは専門員なり、調査員の誠に欲しくないところであり、将来のために迷惑なことでもありますので、寛大なお心構えが必要かと思ひます。

最後に、これは、私から余分なことでありまして、乏しき経験から、国会議員の全体を見ておりました場合にお

きまして、いろ／＼と先ほど求職員組合からお話が出ましたが、結局今日アメリカ式の人事行政が入つて参りましたために、縦に細かく分れてしまひまして、横との連絡と申しますか、横との交流ができないというところのために、専門のエキスパートはできるかも知れませんが、結局行詰まるようなことで、おの／＼皆その職に安心しておられないというような状態が各方面にあるのではないかと思います。殊に国会職員については、狭い国会内、同じ国会内に、衆議院と参議院とがあるというようなことからいたしまして、いわゆる人事の交流ということが非常にできない立場にあります。このことは若い国会職員の将来に明るい氣持を持たせる上に、非常に困難があるかと思ひます。これらにつきましては、いろ／＼の点におきまして御配慮をお願いいたします。

○水橋肇作君 ちよつといでですが、甚だ恐縮ですが、もう一通お伺ひしたい。これは我々としても議員諸公にも問題があると思ひます。例を挙げ申しますが、或る委員会では、どうも専門調査員はどういう仕事をしてゐるかわからんというような考へを持つたことがあるのですが、そうすると或る専門調査員のほうから、先生はあれですね。専門調査員室へ一通も来たことがありませんねと、こういうまあ御意見伺つたわけですが、そこで我々考へさせられたのは、やはり何か聞きたいとき、議員がやはり調査員のほうへ行つて、十分調査すべきものであるか。それから又用があつた場合に、来て法案の説明なりなんなり、すべきものであるかという見解に立つた場合

に、私ども、その点はずきりしないのですね。それがために専門調査員そのものを十分に活用しない場面もあるのではないかと思ふ。この点が私らは、僕ら向うへ訪ねて行つて聞かなくても、若し説明するならば、来て聞かしてくれそうなものだという見解に立つた場合に、やはりその辺が……。

○相馬助治君 それは運用はデリケートだよ。

○水橋肇作君 そのデリケートな、はずきりしないから、十分に活用されない場面があるのではないかというように、我々は考へるわけなんです。この場合に、武井さんの考へ方から行くと、絶えず専門の調査をすべきであるというふうにお考へになつておられるかどうか、その点を一つ。

○参考人(武井壽嗣君) 具体的な問題になりますので、議員さん各位の御性格によりかと思ひます。専門員を利用されるためにおいでになつて、非常に結構な場合もあります。又親密の度を増すのはいいけれども、仕事の邪魔に来られることに、結果においてなることも絶対にないと思ひます。これは一概には申せないと申せません。(了解、了解)非常に今日は有益だつた」と呼ぶ者あり。

○委員長(寺尾豊君) 参考人として御出席下さつた各位に、特に感謝を表します。

では、これを以て散会いたします。
午後四時四十二分散会